

第5次 太子町総合計画 後期基本計画

令和3年度（2021）～令和7年度（2025）



人と自然と歴史が交流し
未来へつなぐ 和のまち “たいし”



大阪府太子町

ごあいさつ

本町では、めざすべき明確な将来の姿とその実現に向けた行政運営の指針として、平成28年度（2016）～令和7年度（2025）を計画期間とする「第5次太子町総合計画」において、「人と自然と歴史が交流し 未来へつなぐ 和のまち“たいし”」を将来像に掲げ、まちづくりを進めてきました。

一方で、我が国ではかつて経験したことのない人口減少と少子高齢化の進行、想定を上回る大型台風や集中豪雨など自然災害の激甚化、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大などが社会全体の大きな課題なっています。

このたび策定した令和3年度（2021）から令和7年度（2025）を計画期間とする後期基本計画では、前期基本計画策定後に顕在化、変化した課題に的確に対応するとともに、先人達が築いて来られたこの素晴らしい太子町をより良いかたちで次世代に引き継ぐことができるように、この計画は新たな視点として、持続可能な社会を実現するSDGsへの取組も設けています。

また、「太子町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂するにあたっては、重点プロジェクトを計画のリーディング施策として推進を図り、住み続けたい、住んでみたいと思われるようなまちづくりにも取り組んでまいります。

結びに今後、総合計画を推進するにあたり、住民の皆様との対話を進めながら、より一層住民、事業者・団体と連携することが大事と考えており、町全体が「ワンチーム」となり前に進んでいけるよう町政を進めるとともに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をお寄せいただきました方々と総合計画審議会委員の皆さま、町議会議員の皆さまに心からお礼申し上げます。

令和3年3月



太子町長 田中 祐二

第5次太子町総合計画 目次

序章	1
1. 後期基本計画の策定にあたって.....	1
2. 計画の構成.....	1
3. 目標年次とスケジュール.....	2
4. 後期基本計画策定にあたっての確認事項.....	2
第1章 太子町の概況と課題.....	3
第1節 太子町の概況.....	3
第2節 住民の意識調査.....	12
第3節 太子町を取り巻く社会潮流.....	20
第4節 太子町の主要課題.....	21
第2章 後期基本計画	
I. 基本的事項.....	25
1. 計画の構成.....	25
2. 計画の進行管理.....	27
3. SDGs への対応.....	28
II. 基本計画の大綱.....	29
III. 重点プロジェクト.....	31
1. 重点プロジェクト基本目標.....	31
2. 重点プロジェクトの施策.....	32
IV. 後期基本計画.....	39
1. こころ健やかで、元気に暮らせるまちづくり.....	39
(1) 子育て環境の向上.....	39
(2) 住民の健康づくりの推進.....	43
(3) 地域福祉の充実.....	48

2. 支え合い、安心して暮らせるまちづくり	54
(1) まちの安全性・快適性の向上.....	54
(2) 地域環境の保全・向上.....	59
3. 活力と魅力にあふれる、個性豊かなまちづくり	62
(1) 地域経済を支える産業の振興.....	62
(2) まちの魅力を活かした交流の推進.....	65
(3) 消費生活・就労の支援.....	67
4. 豊かな自然・歴史とともに育つ、誇りあるまちづくり	70
(1) 地域とともに育む学校教育の充実.....	70
(2) 生涯にわたり学べる環境づくり.....	73
(3) 地域への愛着心の醸成.....	76
(4) 人と人が互いに尊重し、受け入れるまちづくり	79
5. みんなで歩む協働のまちづくり	83
(1) 住民との協働の推進.....	83
(2) 効率的・効果的な行政経営.....	85
(3) 人材育成の強化.....	88

【資料編】

1. 第5次総合計画基本構想・基本方針	92
1-1. まちづくりの基本理念と目標.....	92
1-2. 基本目標.....	94
1-3. 将来人口の設定.....	96
1-4. 土地利用の方針.....	97
2. 第5次太子町総合計画後期基本計画の策定経過	99
3. 第5次太子町総合計画後期基本計画（案） の策定について（諮問）	100
4. 第5次太子町総合計画後期基本計画（案） について（答申）	101
5. 太子町総合計画審議会条例.....	102
6. 太子町総合計画審議会委員名簿.....	104
7. 用語解説.....	105

序章

1. 後期基本計画の策定にあたって

太子町では、「第5次太子町総合計画前期基本計画」に基づき、平成28年度（2016）から令和2年度（2020）において総合的かつ計画的に施策を実施してきました。

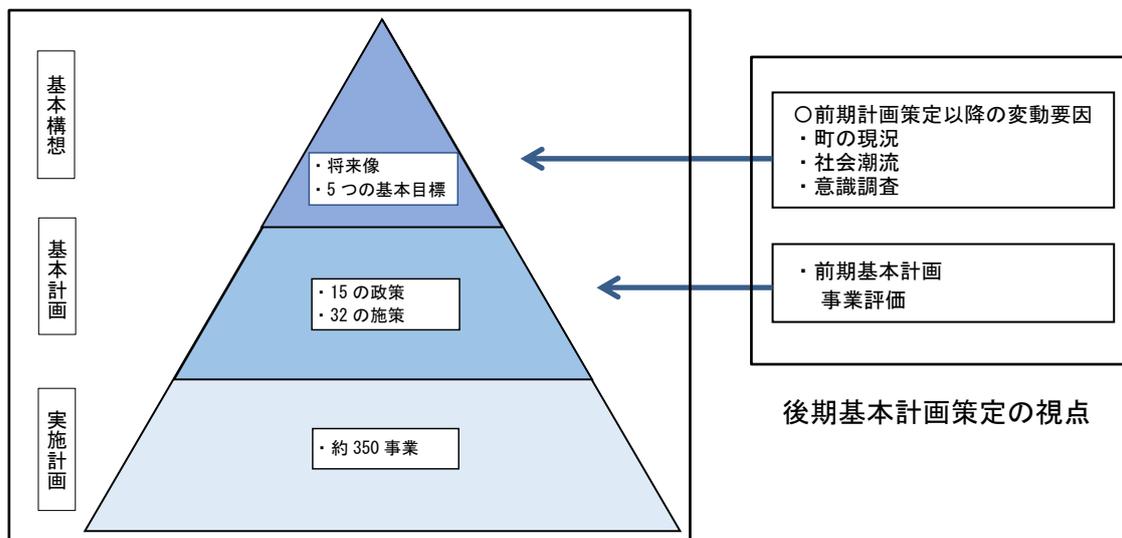
同計画策定時以降も、全国的には少子高齢化が継続し、また災害の多発や感染症が発生するなど、社会変動への対応も踏まえながら、持続的な本町の維持・発展を図るため、前期基本計画を踏まえ、「第5次太子町総合計画後期基本計画」を策定するものです。

2. 計画の構成

総合計画は町が取り組む最上位に位置する計画であり、様々な個別計画の方向性を定める基本となるものです。

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」より構成し、このうち、前期基本計画策定以降の変動要因や、事業評価及び住民アンケート調査結果も踏まえ、後期基本計画を策定します。

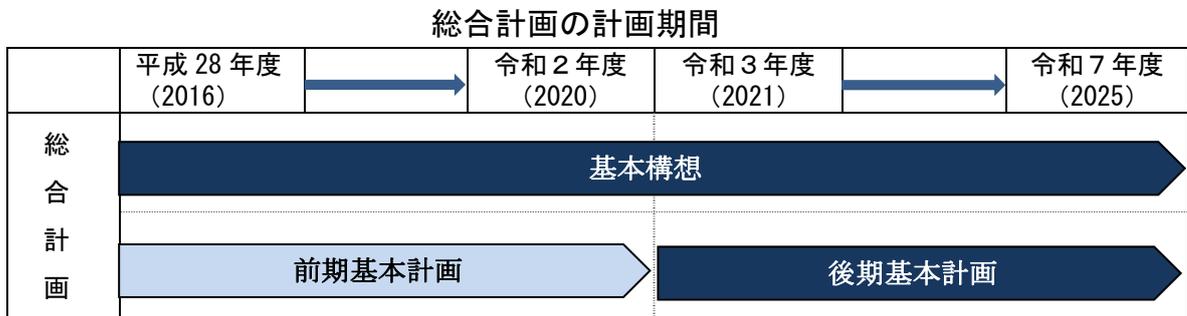
なお、「基本構想」の「まちづくりの基本方針」については、資料編に示しています。



総合計画の構成

3. 目標年次とスケジュール

後期基本計画は令和3年度（2021）からの5年間とします。



4. 後期基本計画策定にあたっての確認事項

「第5次太子町総合計画」で策定した「基本理念」である「人と自然と歴史が交流し未来へつなぐ 和のまち“たいし”」を継承するとともに、「将来人口」、「土地利用の方針」についても、現計画を踏襲します。

また、後期基本計画の策定にあたっては、持続可能な開発目標として、将来にわたり本町が希望を持ち続けることができるまちづくりを進めていく必要があることから、SDGsの理念に基づいた実効性ある施策の実施を行います。



持続可能な17の開発目標

SDGs とは

SDGsとは（SDGs：Sustainable Development Goals）の略で、平成27年（2015）に国連サミットで採択された、2030年までにすべての国連加盟国が達成をめざす国際指標です。経済的な豊かさ、一人ひとりの人権の尊重、地球環境の保護のバランスをとり、将来すべての人が平和で豊かに暮らせる世界を実現するための取り組みで、17の目標（ゴール）と、169のターゲットで構成されています。

第1章 太子町の概況と課題

前期基本計画策定時以降の現況について以下に整理します。

第1節 太子町の概況

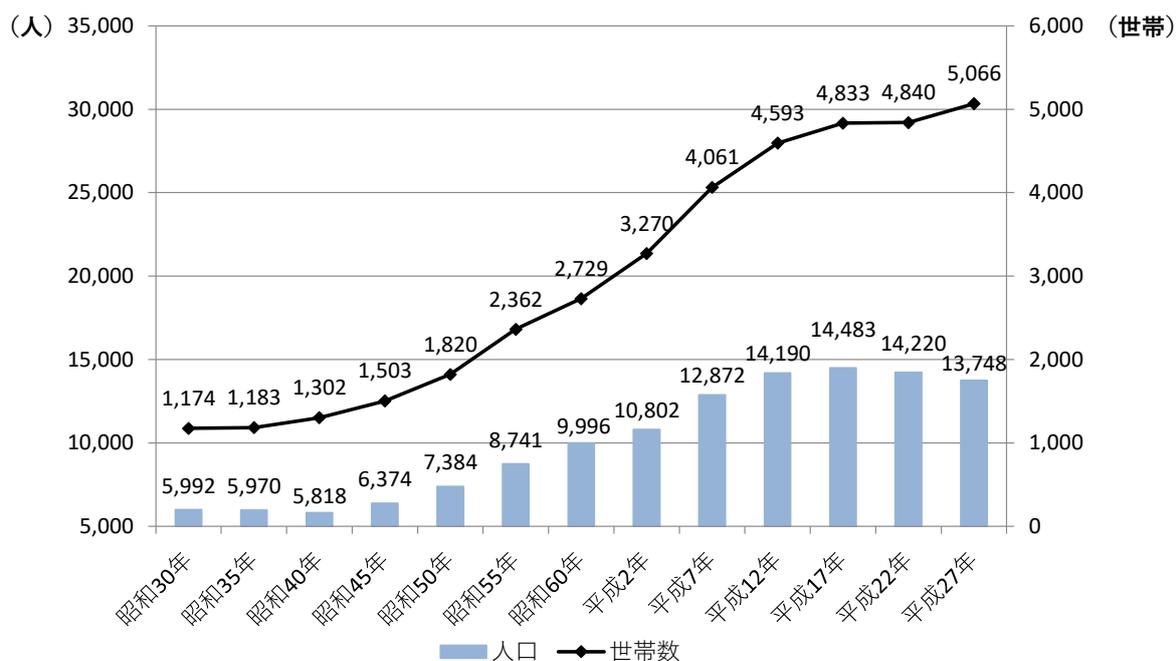
(1) 人口推移

本町の人口を長期的な期間で見ると、国勢調査では、合併前の昭和30年（1955）の人口5,992人より、昭和40年（1965）まではほぼ同規模で推移していましたが、昭和40年（1965）以降増加に転じ、その後増加傾向を示しています。

特に平成2年（1990）からの10年間では、府内でも有数の人口増加率を示しています。

人口のピークは平成17年（2005）の14,483人で、町制施行時の約6千人から約9千人の増加をみましたが、これまで続いていた人口増加も、平成22年（2010）以降減少に転じています。

■町人口・世帯数の推移

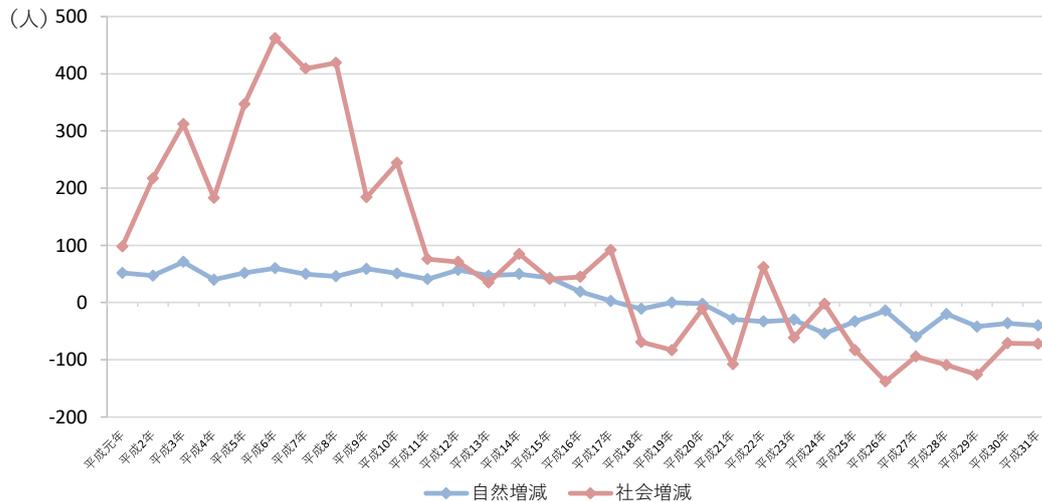


(出典：国勢調査)

(2) 人口動態

本町の人口動態の変化をみると、平成5年（1993）～8年（1996）では毎年300～400人を超える社会増を示していましたが、その後次第に増加数は減少し、平成18年（2006）以降は、平成22年（2010）を除き、社会増減と自然増減ともに減少傾向となっています。

■人口動態の推移

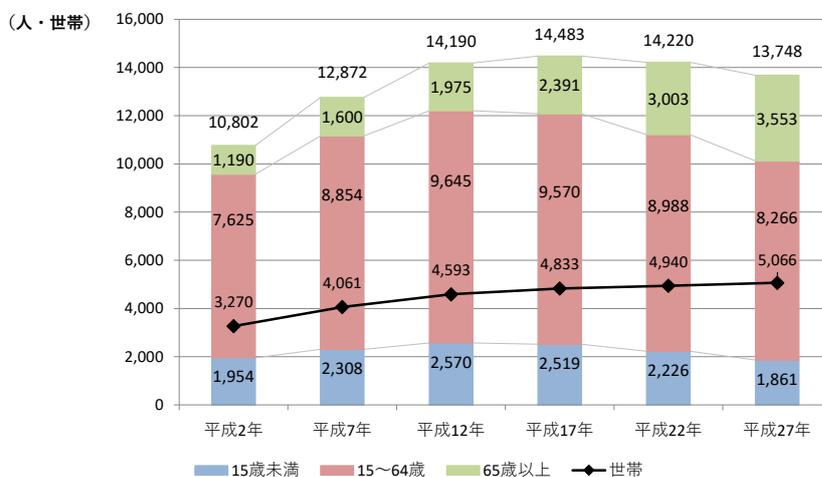


(出典：住民基本台帳)

(3) 年齢階層別人口

本町の年齢3階層別の人口構成をみると、平成27年（2015）の高齢化率（65歳以上人口の比率）は25.8%となっており、大阪府全体の高齢化率26.1%を下回ってはいますが、平成22年（2010）の本町の高齢化率21.1%と比べて4.7ポイント上昇し、急速に高齢化が進んでいます。また、15歳未満の若年層も平成22年（2010）より減少しており、本町でも少子・高齢化の傾向が顕著になってきています。

■年齢階層別人口の推移



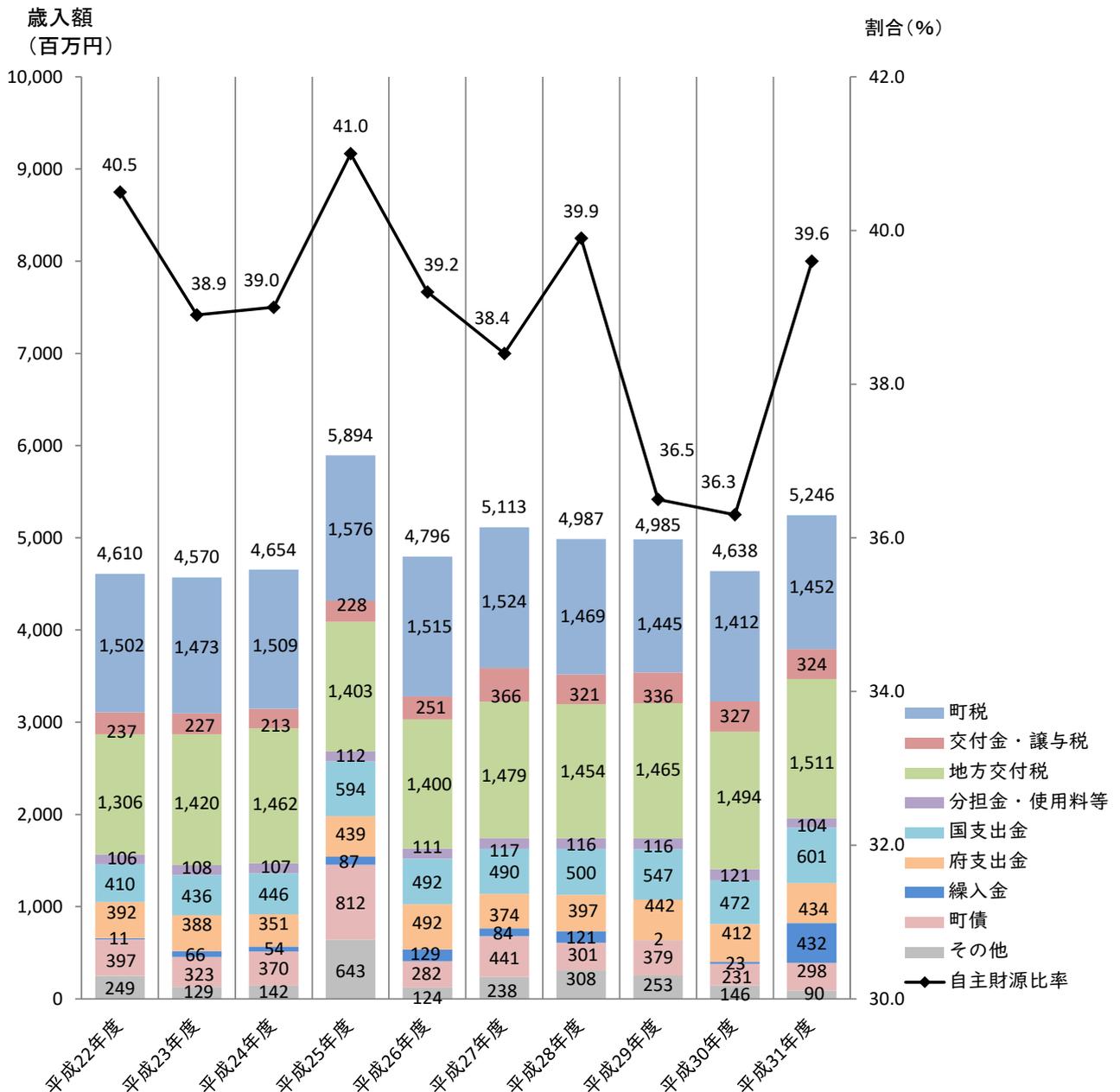
(出典：国勢調査)

(4) 財政状況

【歳入】

過去10年間の歳入の推移をみると、基幹財源である町税はピークであった平成25年度(2013)からは、主に固定資産税、市町村たばこ税などの減収により、約1億2千万円減少しています。その一方、地方消費税交付金や地方交付税が増えたことにより、決算規模としては高水準を維持していますが、依存財源が歳入の6割強を占めており、自主財源の比率を上げ、安定した財政運営をめざす必要があります。

■歳入及び自主財源比率の推移



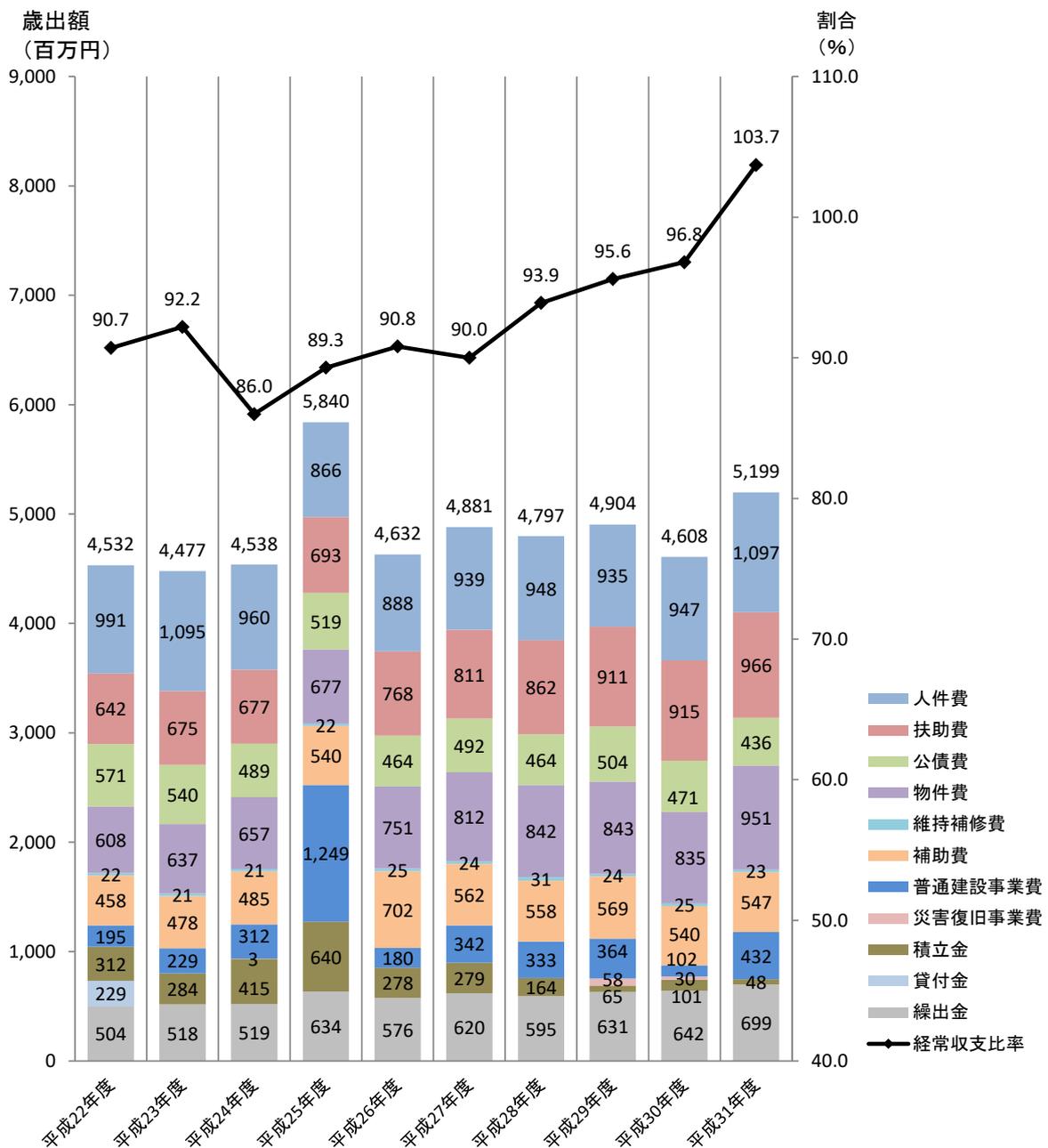
(出典：町資料)

【歳出】

歳出の推移をみると、人件費は削減を進めてきましたが、ここ数年は団塊の世代の退職などにより増加傾向で推移しています。また、扶助費についても国の子育て支援施策や障がい者施策など増加傾向にあります。公債費については計画的な借入を実施し、横ばいで推移しつつも地方債残高は減少傾向となっています。

その他、物件費の増加は、施設の管理に要する経費などの経常的に必要となる経費に加えて事務の効率化による業務委託や行政サービスの多様化などに対応する専門職の配置に要する経費等が要因です。

■歳出及び経常収支比率の推移



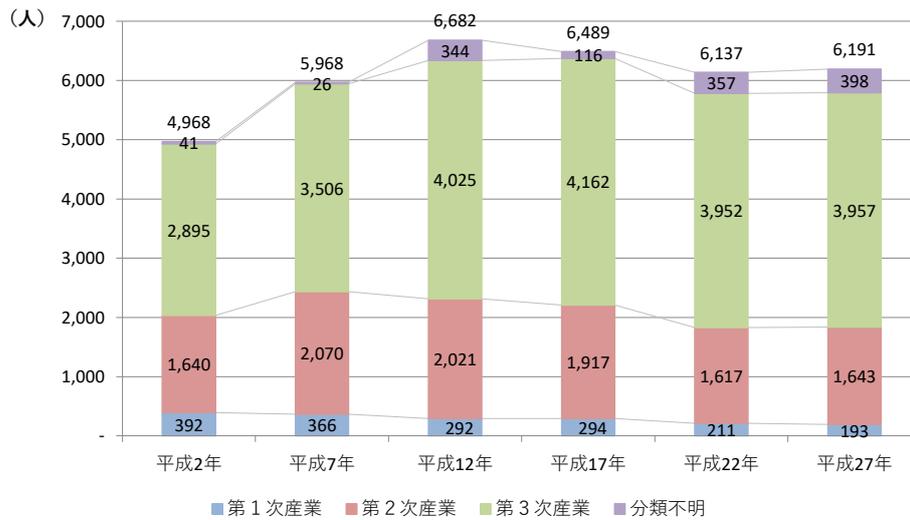
(出典：町資料)

(5) 就業者数

本町の就業者数について、近年では平成12年(2000)の6,682人をピークとして以降は減少に転じていますが、平成27年(2015)は平成22年(2010)と比較して増加しています。

平成27年(2015)では、就業者数の63.9%が第3次産業と大半を占めています。一方、第1次産業は193人と全体の3.1%で、年々減少しています。

■就業者数の推移



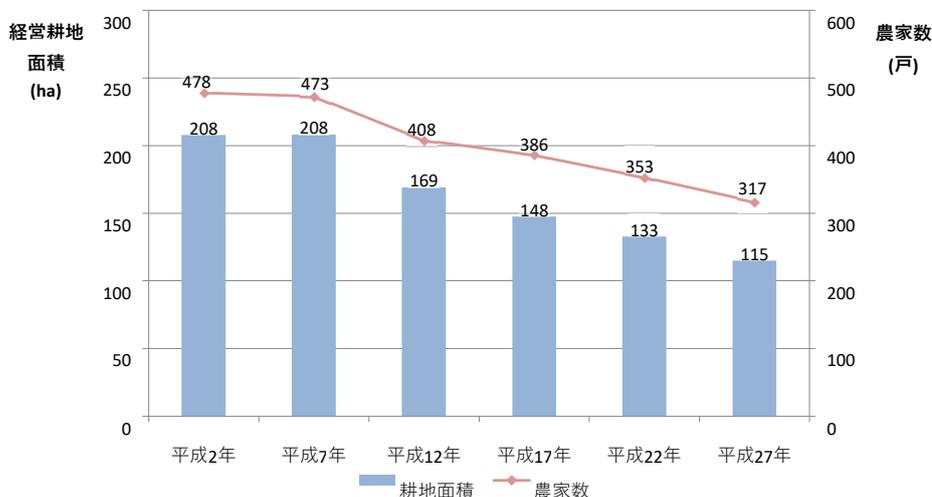
(出典：国勢調査)

(6) 農業

本町の農業については、大都市近郊の特性を生かしたなす、きゅうりを主体とする軟弱野菜や、ブドウ、ミカンを主体とする果樹園芸作物が主となっています。

しかしながら、近年では農家の減少が顕著となっており、平成27年(2015)の経営耕地面積は115ha、農家数は317戸となっています。

■経営耕地面積・農家数の推移



(出典：農林業センサス)

(7) 工業

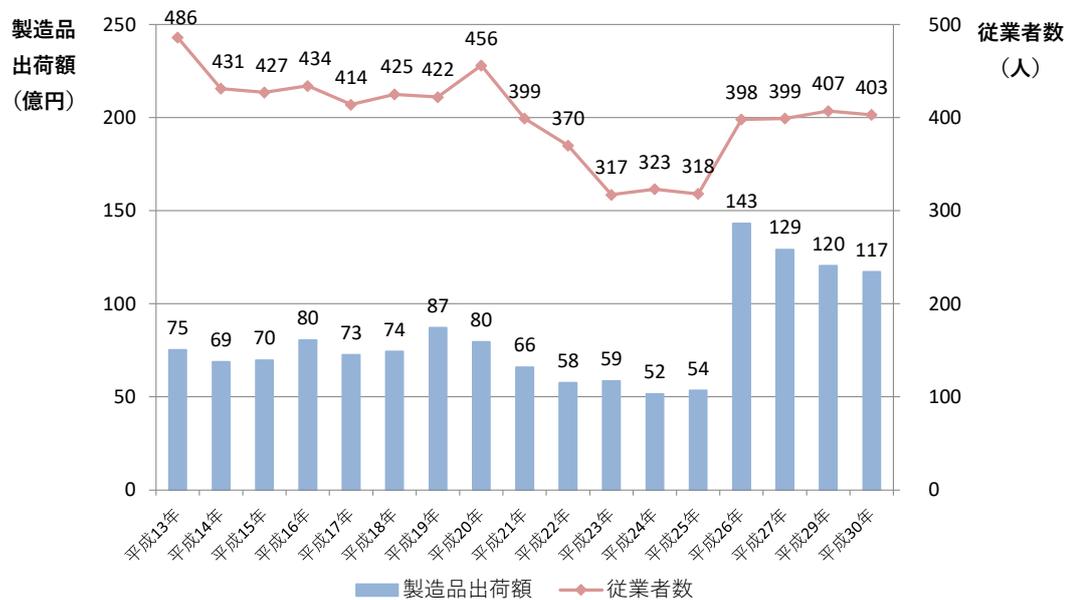
本町には工業地域の用途区域指定はなく、町内に事業所が散在しています。

平成 30 年(2018)では従業者数 403 人、年間製造品出荷額は約 117 億円となっています。

平成 26 年(2014)には製造品出荷額が大幅に増加しています。

主な業種としては、金属製品、プラスチック製造、非鉄金属製造業などとなっています。

■ 製造品出荷額・従業者数の推移



(出典：工業統計調査)



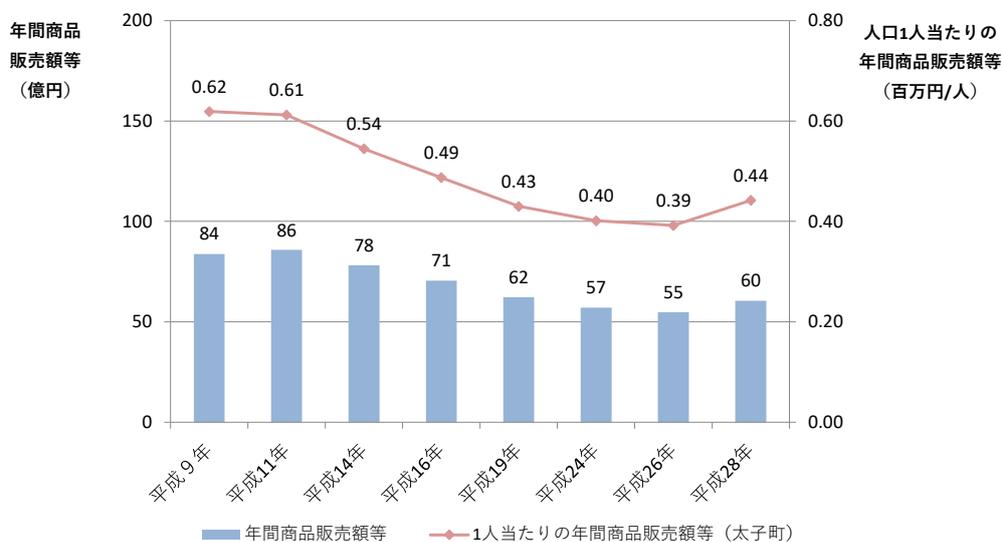
(8) 商業

本町の商業施設については、国道166号及び役場周辺に商業施設の集積がみられます。

卸・小売業の年間商品販売額等についてみると、平成28年（2016）の年間商品販売額等については60億円となっており、近年、減少傾向であった状況から回復しています。また、平成30年（2018）には町内に大型商業施設が開業していることから、今後も年間商品販売額等の増加が期待されます。

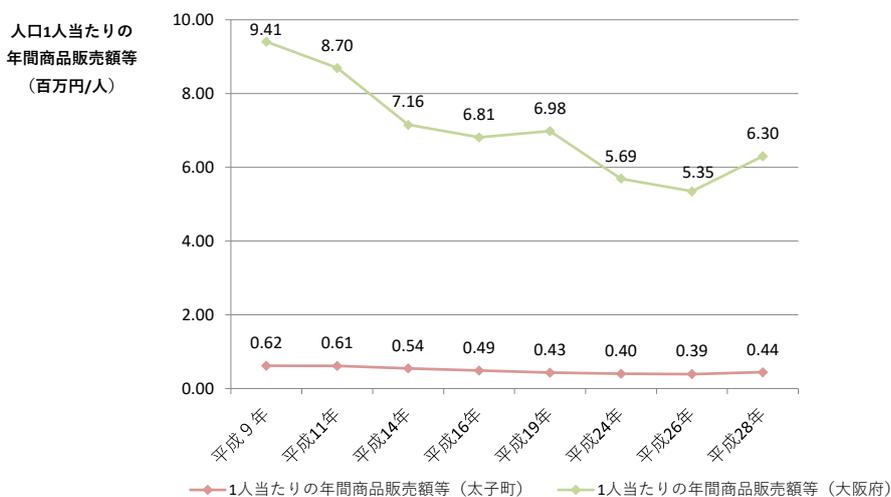
人口1人当たりの年間商品販売額等についてみると、大阪府の平均を大きく下回っており、住民の購買活動が町外に流出している状況となっています。

■本町の年間商品販売額等・1人当たりの年間商品販売額等の推移



(出典：商業統計調査、経済センサス（活動調査）)

■本町と大阪府の1人当たりの年間商品販売額等の推移



(出典：商業統計調査、経済センサス（活動調査）)

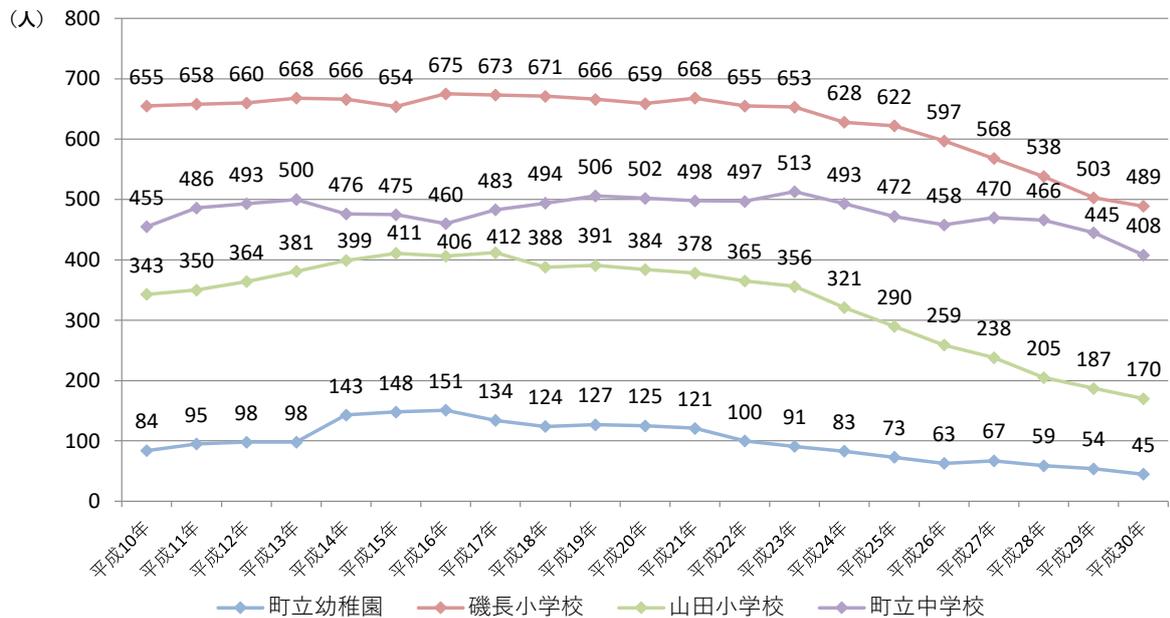
(9) 教育

本町の幼稚園、保育所（園）、町立小学校、町立中学校の園児・児童・生徒数の推移は次のとおりです。

幼稚園、小学校では平成16年（2004）前後に園児数、児童数のピークを迎え、以降は緩やかな減少傾向にあります。

中学校では、平成23年（2011）に生徒数のピークを迎え、以降小学校と同様に緩やかな減少傾向となっています。

■園児・児童・生徒数の推移



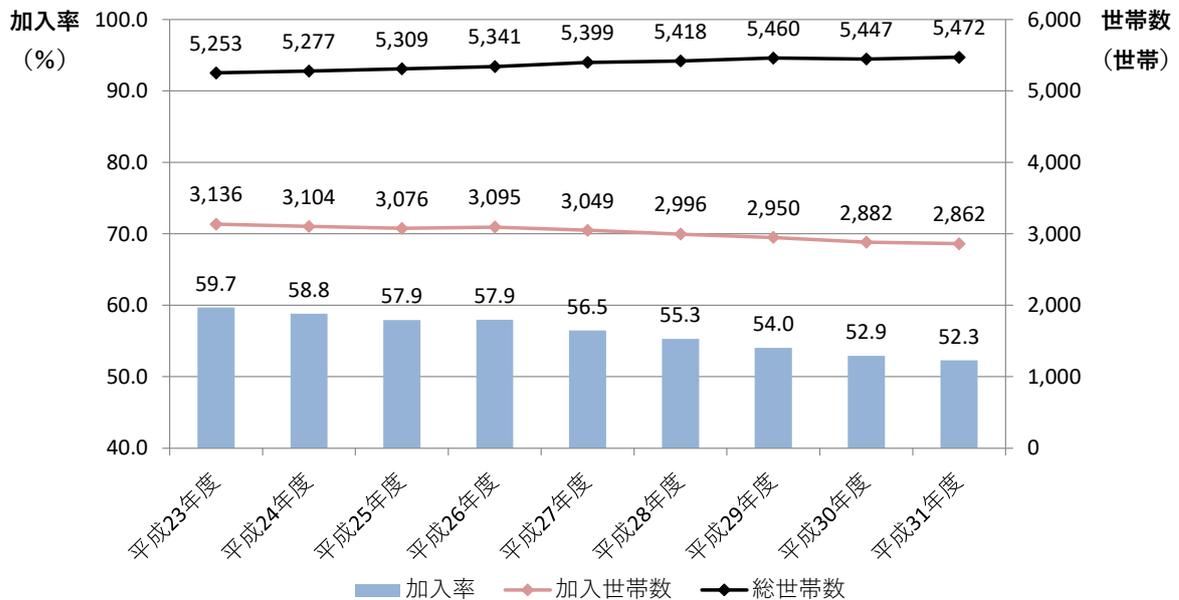
(出典：太子町教育委員会 点検・評価報告書)



(10) 地域活動・コミュニティ

本町には48の町会・自治会が組織され、レクリエーション活動や自主防災活動などを通じて、地域の交流を図っています。しかし、近年は加入率の低下傾向が続いています。

■町会・自治会加入率の推移



(出典：町資料)

(11) 第5次太子町総合計画前期基本計画策定後の町の動き

平成28年度(2016)に策定された「第5次太子町総合計画」以降の本町の主な動きを整理すると以下のとおりです。

- ・大型商業施設が開業(平成30年(2018))され、買い物環境が向上。
- ・地域公共交通再編により、住民の意向を反映した新規路線が運行(令和2年度(2020))。
- ・町立公民館の老朽化のため、新たな文化・交流施設の整備が課題。

第2節 住民の意識調査

【調査の概要】

総合計画を策定するに当たり、住民を対象にアンケート調査を行いました。

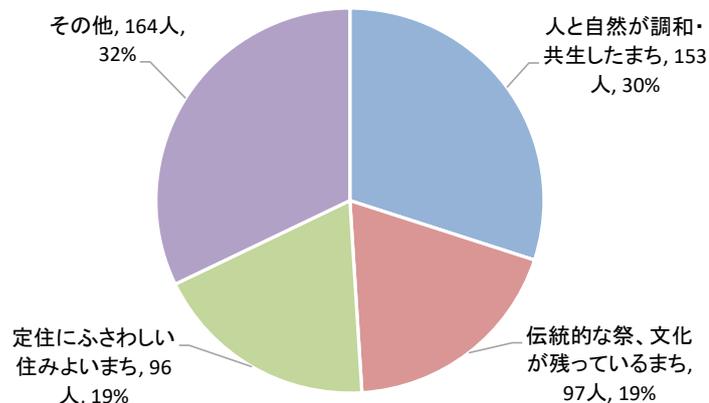
この結果から、まちの現状評価や今後のまちづくりに期待する方向などについての調査結果をまとめると次のとおりです。

アンケート実施日	令和2年(2020)8月
アンケート調査対象者数	1,000人
アンケート回収数	385票

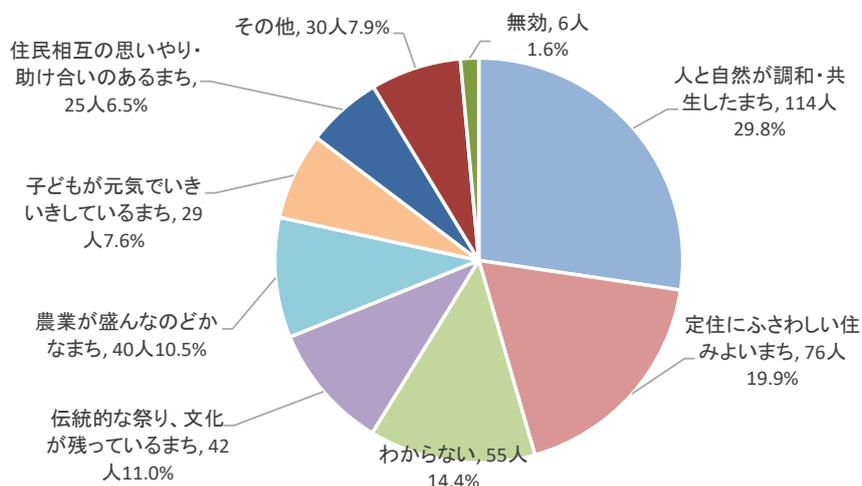
(1) まちの感じ方

太子町の印象については、「人と自然が調和・共生したまち」が最も高くなっており、次いで「定住にふさわしい住みよいまち」の順となっています。前は高かった「伝統的な祭り、文化が残っているまち」は前回19.0%でしたが、今回は11.0%と占める割合が低下しています。

■太子町の印象（平成26年度(2014)）



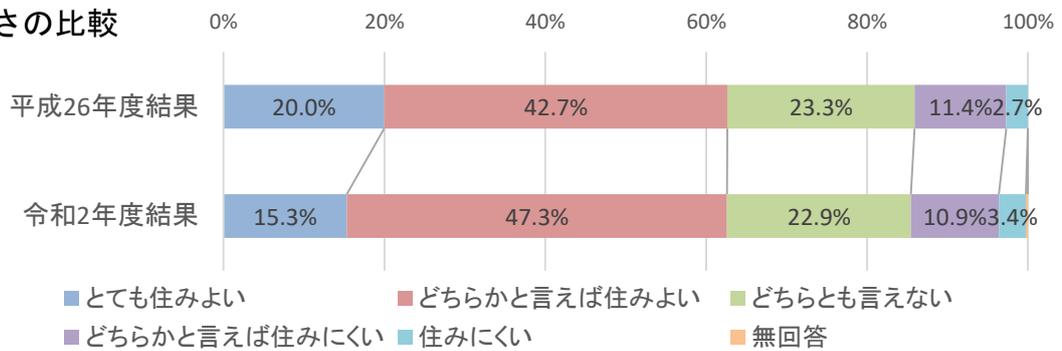
■太子町の印象（令和2年度(2020)）



(2) 住みやすさ

前回に比べ、「とても住みよい」は20.0%から15.3%と低下していますが、「とても住みよい」と「どちらかと言えば住みよい」を合計した「住みよい層」については62.7%から62.6%、また「住みにくい」と「どちらかと言えば住みにくい」を合計した「住みにくい層」については14.1%から14.3%とほとんど変化はありません。

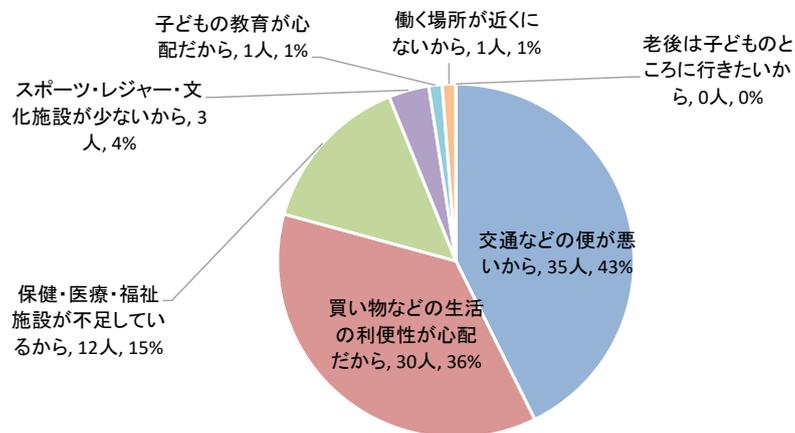
■住みやすさの比較



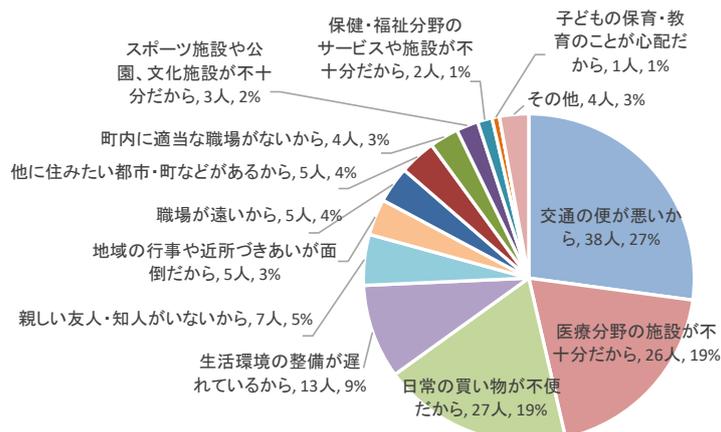
(3) 町外に移りたい理由

町外へ移りたい理由として「交通などの便が悪いから」、「日常の買い物が不便だから」、「医療分野の施設が不十分だから」を理由とした回答の多さは変わりませんが、いずれも構成比は低くなっています。

■町外に移りたい理由（平成26年度(2014)）



■町外に移りたい理由（令和2年度(2020)）



(4) 施策に対する満足度

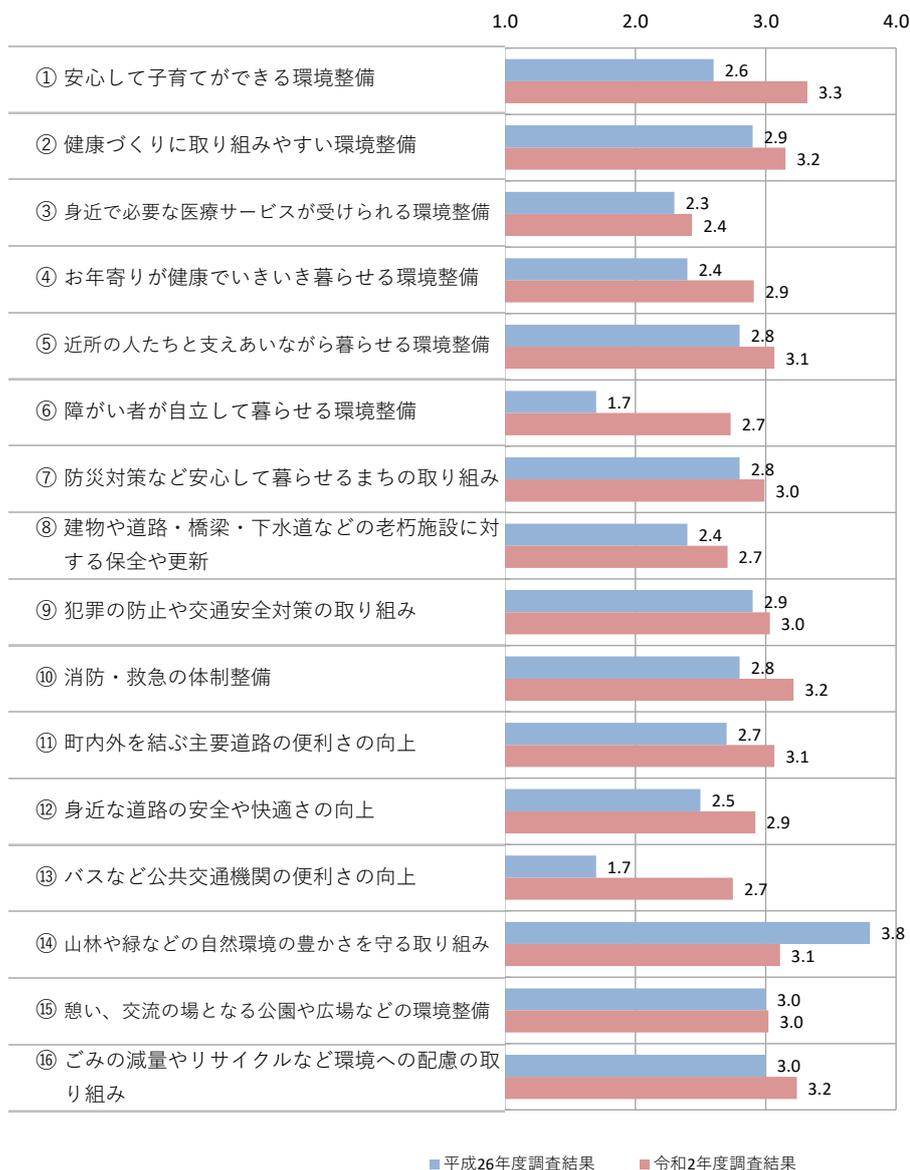
全体では、前回の 2.5 から 2.9 へ評価は向上しており、ほとんどの項目で向上もしくは現状維持となっています。

特に向上がみられたのは「⑥障がい者が自立して暮らせる環境整備」、「⑬バスなどの公共交通機関の便利さの向上」、「⑰農業振興の取り組み」、「⑱商工業振興の取り組み」、「⑳観光振興の取り組み」などです。

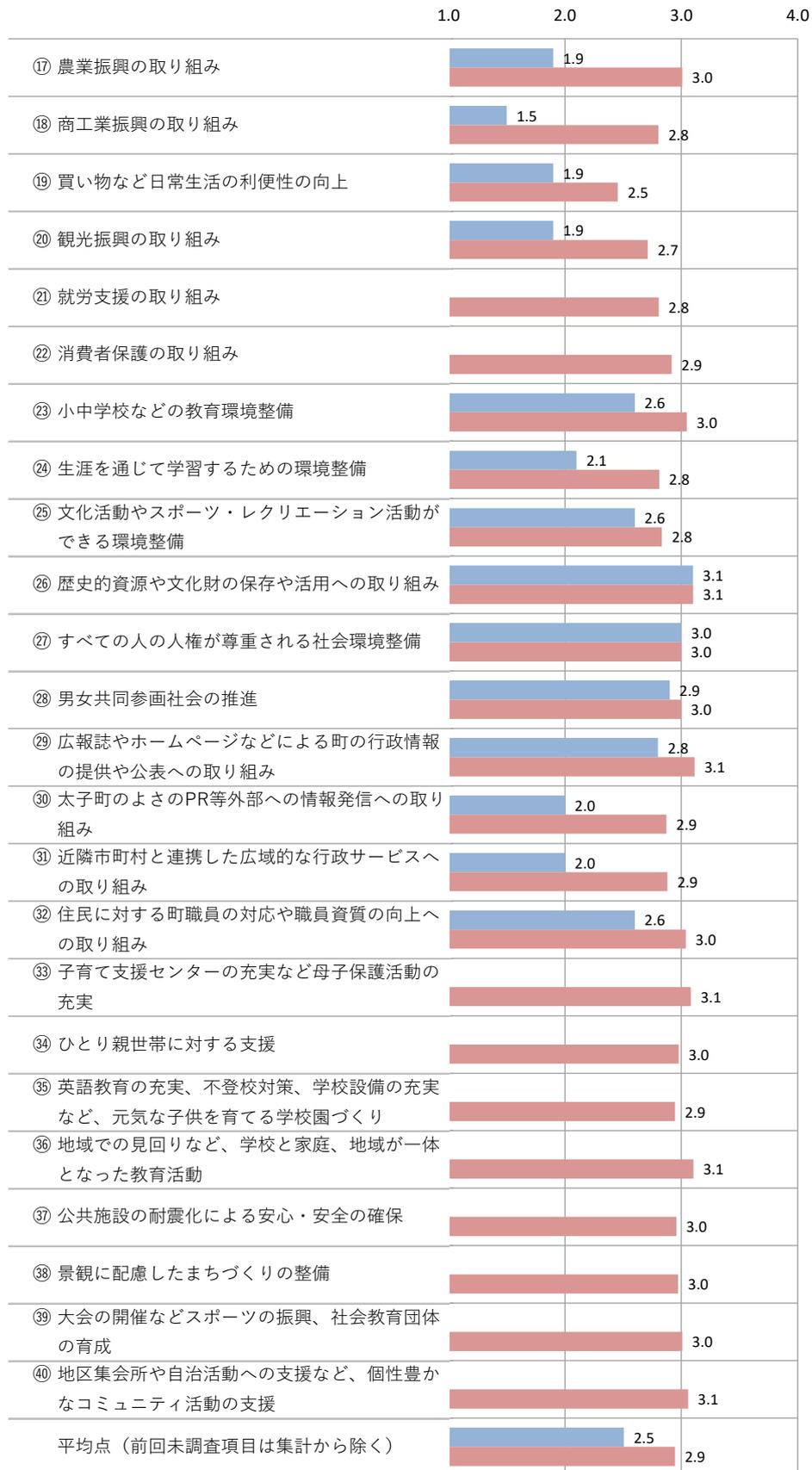
一方評価が低下したのは「⑭山林や緑などの自然環境の豊かさを守る取り組み」のみとなっています。

■ 施策に対する満足度の比較結果

※満足度の評価方法はアンケート結果で、「満足」を 5 点、「やや満足」を 4 点、「普通」を 3 点、「やや不満」を 2 点、「不満」を 1 点とし、回答総数で割ったものである。5 点が満点となる。
 ※前回調査以降新たな設問を設定した項目もある。



■施策に対する満足度の比較結果



■平成26年度調査結果 ■令和2年度調査結果

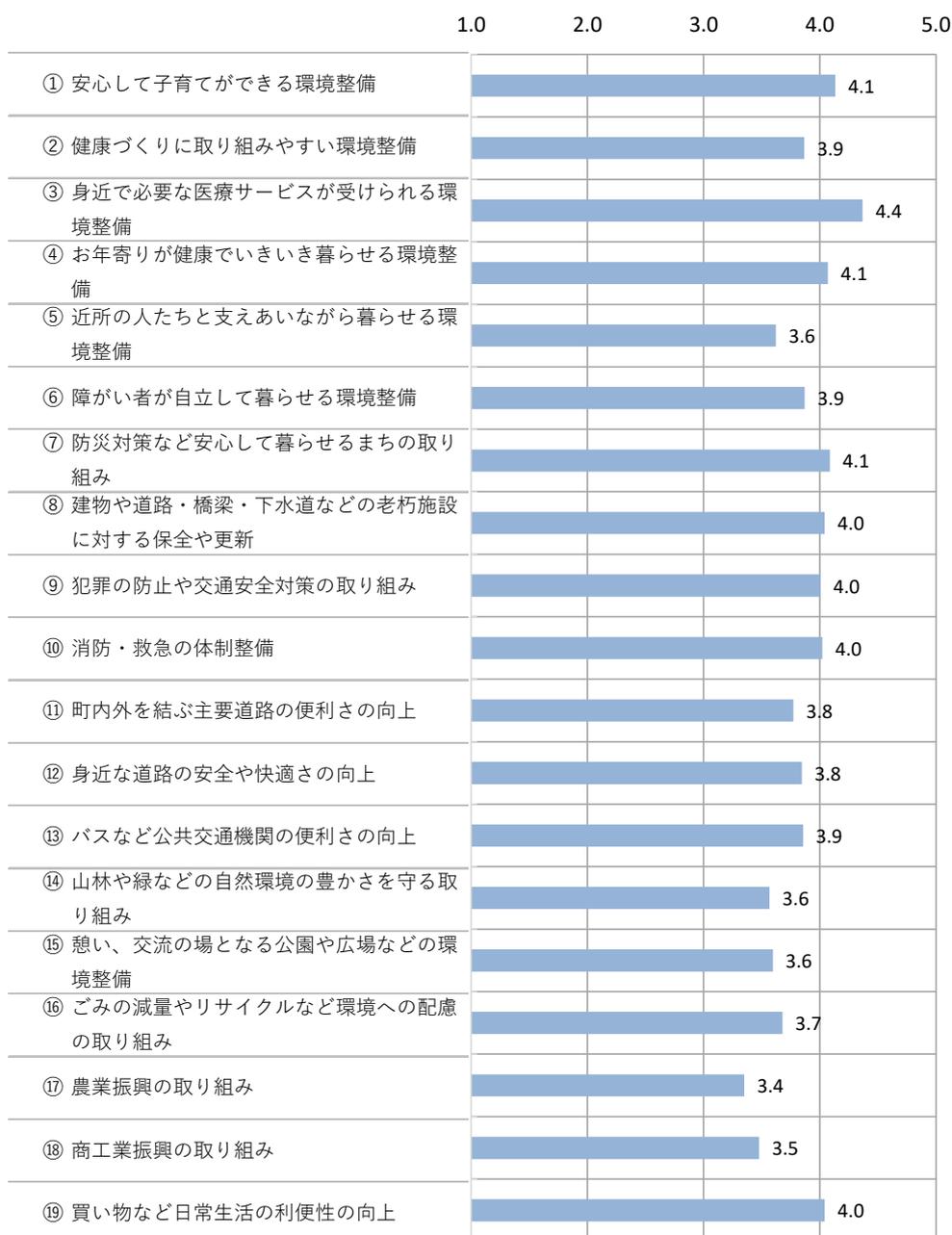
(5) 施策に対する重要度

重要度が高い項目は「③身近に必要な医療サービスが受けられる環境整備」、「①安心して子育てができる環境整備」、「④お年寄りが健康でいきいき暮らせる環境整備」、「⑦防災対策など安心して暮らせるまちの取り組み」などとなっています。

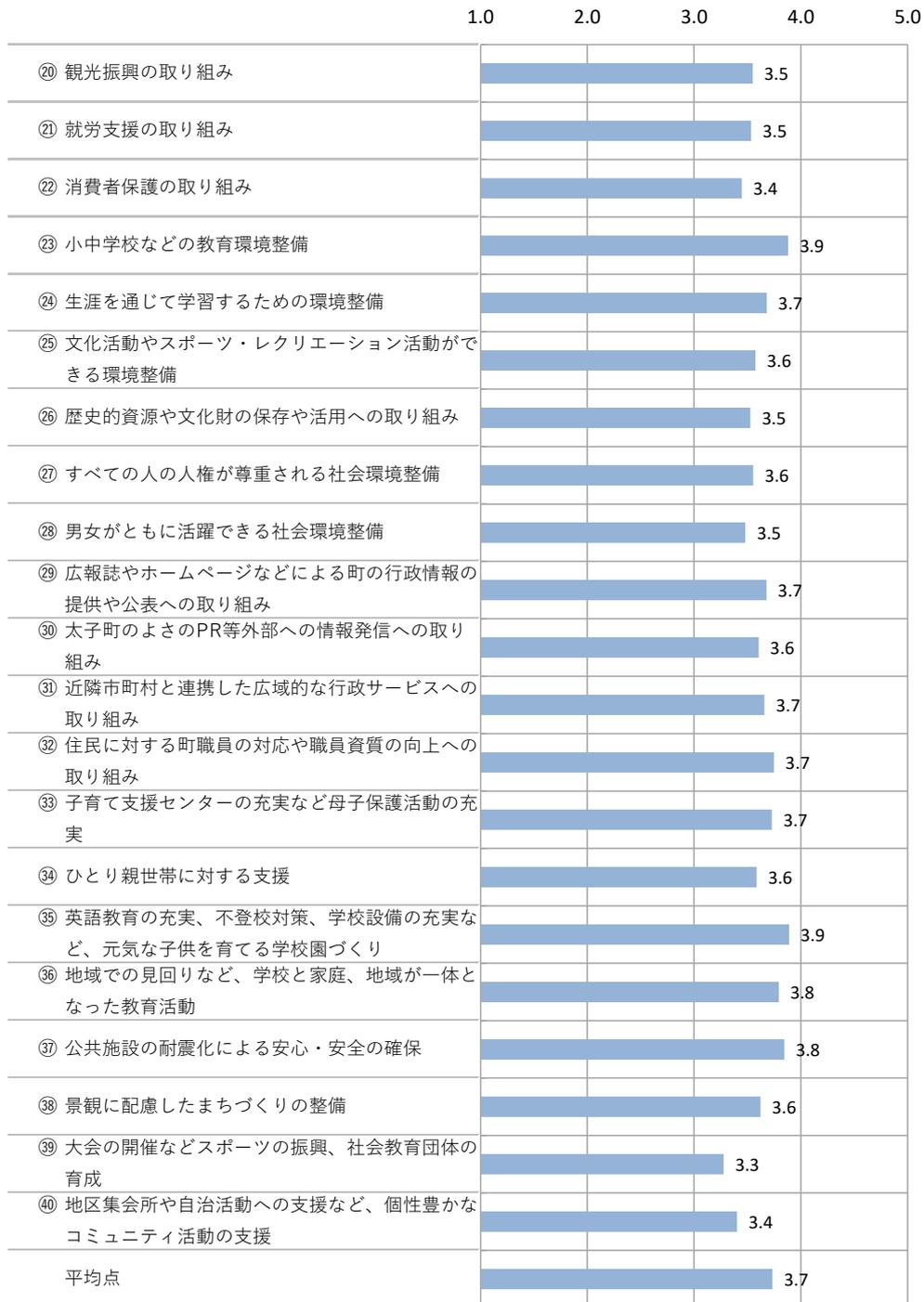
また重要度の低い項目は「⑳大会の開催などスポーツの振興、社会教育団体の育成」、「㉑消費者保護の取り組み」などとなっています。

■ 施策に対する重要度の評価結果

※重要度の評価方法はアンケート結果で、「とても重要」を5点、「やや重要」を4点、「どちらでもない」を3点、「あまり重要でない」を2点、「重要でない」を1点とし、回答総数で割ったものである。5点が満点となる。
 ※前回調査以降新たな設問を設定した項目もある。



■施策に対する重要度の結果



(6)人口減少や少子高齢化に関する取り組み

妊娠出産に関する取り組みについては、「出産一時金など経済的負担の軽減」に対する意見が多くなっています。

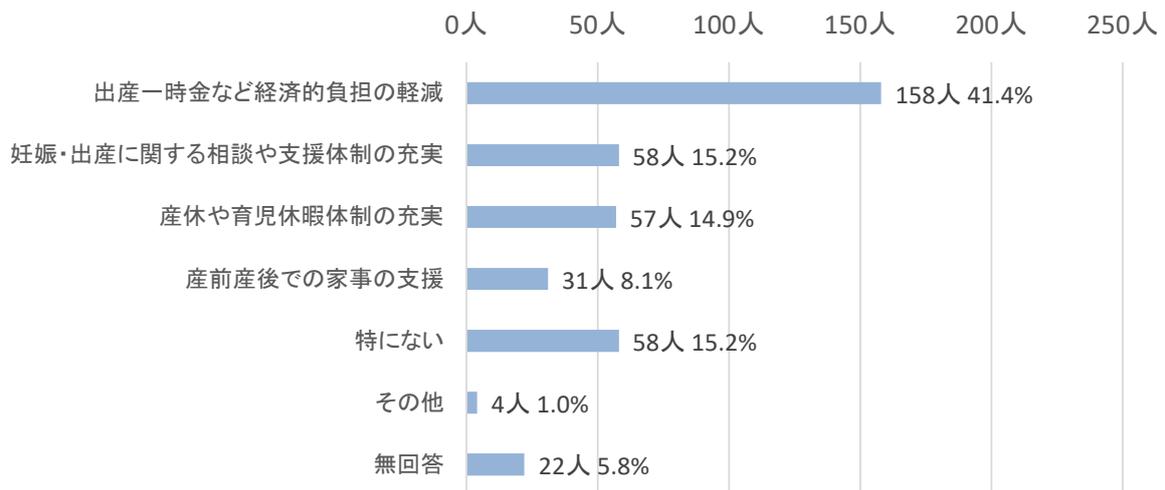
子育て支援に関する取り組みについては、「保育や一時預かりなど預け先の充実」及び「子育て費用補助の充実」に対する意見が多くなっています。

雇用の拡大をめざす取り組みについては、「地元雇用に対する企業や雇用者への支援金補助」、「就労相談体制の充実」、「技能取得機会の充実」、「ワークライフバランスの向上など働きやすい環境の整備」に対する意見が多くなっています。

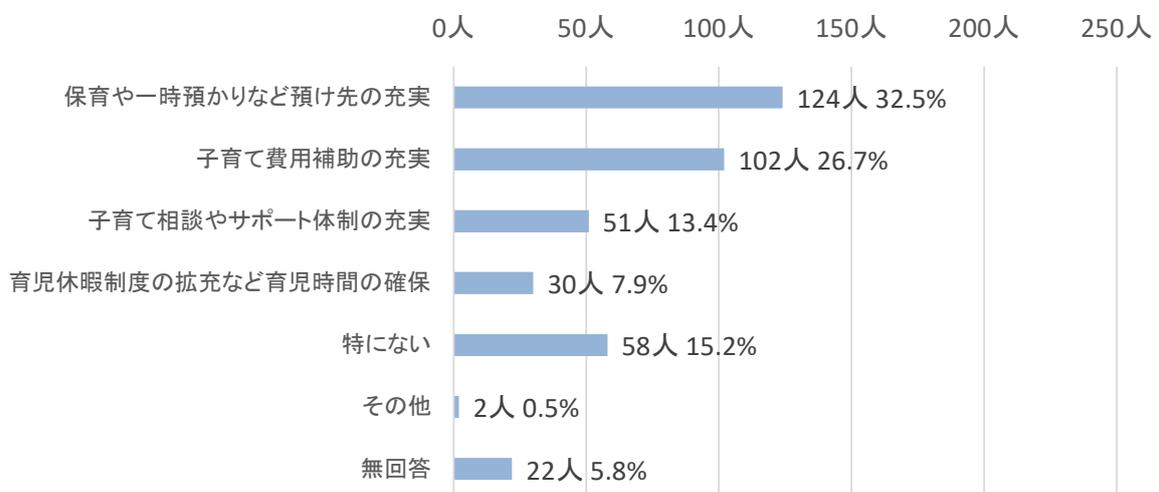
地域経済の安定化・活性化のための取り組みについては、「新たな企業誘致のための用地整備の拡大」に対する意見が多くなっています。

老後の安心への取り組みについては、「医療費や保険料の軽減や支援」に対する意見が多くなっています。

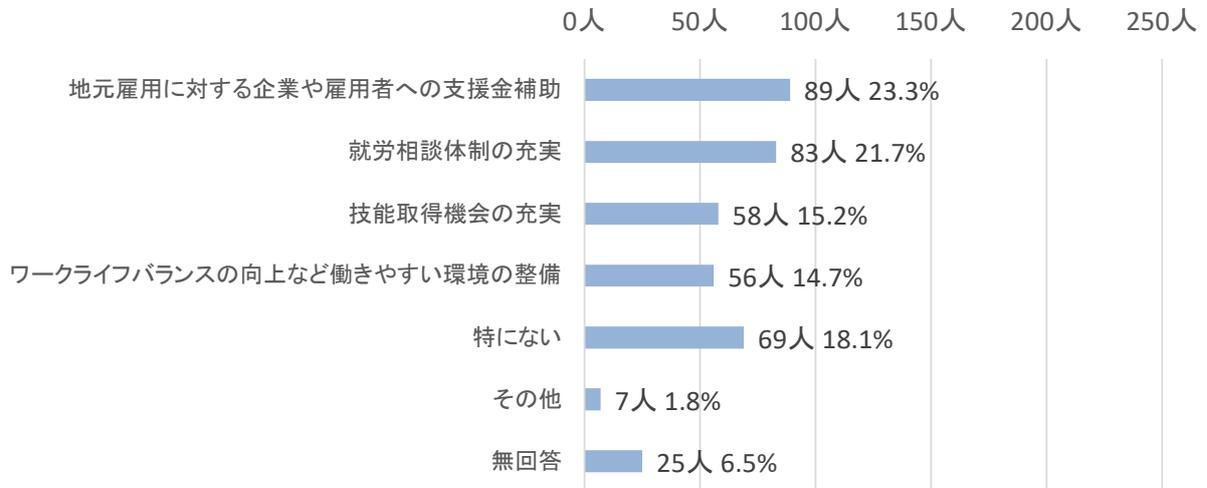
■妊娠・出産に関する取り組み



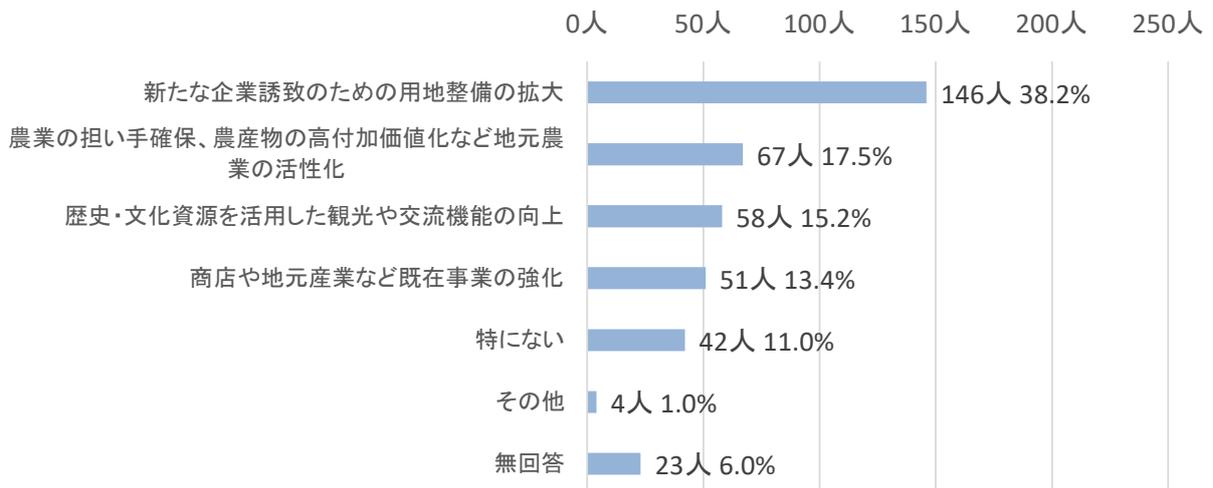
■子育て支援に関する取り組み



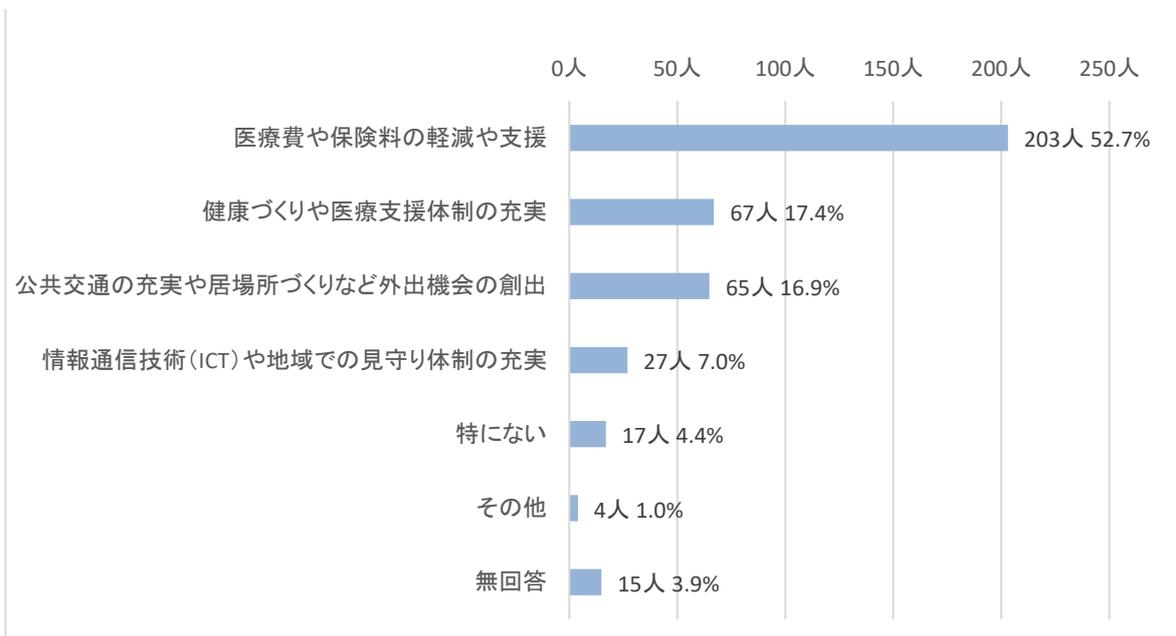
■雇用の拡大をめざす取り組み



■地域経済の安定化・活性化（産業振興）のための取り組み



■老後の安心への取り組み



第3節 太子町を取り巻く社会潮流

①少子高齢化・人口減少社会への対応

- ・全国的な少子高齢化・人口減少傾向は継続しており、特に地方部での減少傾向が目立っています。
- ・今後少子高齢化が継続し、地域の子育て機能の衰退がさらに懸念されるとともに、増加が予想される高齢者の健康の維持も課題となります。
- ・今後は定住人口ではなくとも地域や地域の住民とかかわりを持つ「関係人口」により地域づくりを支える担い手の創出が期待されています。

②安心・安全への対応

- ・近年の気候変動等を踏まえると、短期集中型降雨による急激な河川水位の上昇による洪水など、従来の経験則では対応できない災害も増えています。これまで災害の発生が少なかった地域においても防災・減災への取り組みが必要となっています。
- ・また、高度成長期に集中して整備された道路・橋梁などの公共施設などは近い将来において更新時期を迎えることが予想され、適正な維持管理・更新を図る必要があります。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大による影響は社会・経済の広い範囲に及んでいます。新型コロナウイルス感染の経験を踏まえた「新しい生活様式」など、社会のあり方を念頭に置いたまちづくりを検討していく必要があります。

③環境問題への対応

- ・地球温暖化・生物多様性の危機など、地球規模での環境問題のため、平成27年（2015）には国連で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標として「SDGs」が掲げられました。この中では、エネルギーや気候変動問題のほか、貧困やジェンダー、製造・消費の問題など、多岐にわたる課題についての統合的な解決をめざすことが求められています。

④地方分権と協働による独自の地域づくり

- ・平成26年度（2014）に策定された地方の特色を活かした活性化を図る「まち・ひと・しごと創生総合戦略」も、これまでの実績を踏まえつつ、人口減少を抑制するための方策として地域経済の循環の実現、人口減少に対応した地域をつくるなどが提案されています。

第4節 太子町の主要課題

(1) 定住魅力を高めるための住環境整備

① 定住魅力の向上

○ 定住化への対応

人口減少・少子高齢化が継続しており、人口減少抑制策の取り組みが必要となっています。住民の意識調査では「町外に出たい」との意見は特に10～20歳代で高くなっており、特に若年層で郷土に愛着を持ち、地域を支える人材の育成を図ることが重要です。

○ 身近にふれあえる自然資源の保全と活用

優れた自然と身近にふれあえることが本町の大きな魅力となっています。

本町ではごみのリサイクル率が府内平均より高水準で、また梅川の水質が徐々に改善されているなど、環境改善効果も着実にみられるようになってきています。しかしながら、自然環境を保全する活動も参加者の低減傾向となっており、また住民の意識調査によると、以前に比べて「山林や自然に対する取り組み」の満足度は低下しています。

自然資源の重要性を住民が共有し、次世代へ継承していくための取り組みが必要です。身近な環境への関心を高め、自然資源の保全と活用を図り、将来にわたって住み続けたいと感じられる本町の環境を保全していく必要があります。

○ 互いに支え合う地域コミュニティ機能の向上

これまでは町会・自治会が活発に活動するなど、地域コミュニティが良好に保たれてきましたが、次第に町会・自治会への加入者が減少するなど、地域社会の変化もみられます。空き家の増加や地域コミュニティの低下による住環境への影響も懸念されます。交流人口の向上のためにも、住みやすい住環境の整備が必要です。住民が安心して暮らせるように、互いに支え合いながら地域を維持していくために、住民が積極的に地域づくりに参加できるような仕組みづくりが必要です。

② 安心・安全のまちづくり

○ 地域における防災力の強化

本町では、近年は大規模な災害が発生していませんが、東日本大震災の発生や、近年の気象変化による集中豪雨の多発などにより、今後は大規模災害に対応した危機管理体制の強化に対する取り組みも必要となります。

また防犯や交通安全等に関する対応も求められています。

安心・安全な地域の構築をめざして、自主防災・防犯組織の実効性のある活動など、住民との協働による安心・安全体制の構築が必要です。

○ 安全な道づくり

歩行者の安全確保のため、幹線道路の歩道整備や狭隘道路の拡幅など生活道路における安心・安全な歩行空間の確保を図る必要があります。

○ 空き家・空き地・耕作放棄地対策

特に空き家・空き地、耕作放棄地などの増加は景観や防犯・防災上の課題ともなっており

り、適正な土地利用の形成を図る必要があります。

③教育・地域福祉の充実

○学校教育や生涯学習の充実

次世代を担う子ども達一人ひとりがのびのびと育ち、個性や能力を生かす教育の充実が求められます。また成人については、豊かな経験や知見を生かし、地域のまちづくりの担い手としての役割が期待されます。地域を知り、また地域の人々との交流が育まれることが期待される生涯学習については、生涯学習参加者数、また図書室年間利用者数ともに、低下傾向となっています。地域交流の新たな拠点施設により、生涯学習機能強化を図る必要があります。

○子育て支援の充実

本町ではこれまで、中学校卒業までの子どもの医療費助成、子育て広場や子育て相談などの支援策の充実に努めてきました。少子高齢化が顕著になる中、今後、さらに安心して子育てを行える環境づくりを進める必要があります。

子育てについては、住民意向として「出産に伴う経済的負担の軽減」、「相談体制や産休・育休制度の充実」、また「保育や一時預かりなど預け先の充実」などが要望としてあげられています。多様な施策を組み合わせることで、子育てのニーズに対応することが必要です。

○高齢者の生きがいづくりの充実

住民がこれからもいきいきと健やかに暮らすために、生活習慣病の予防に向けて、健康づくりの推進が必要です。

また、本町では、必要な医療が受けられるように、地域医療体制の充実を図ることが必要です。

一方、町外へ移りたい意見として「医療分野施設の不足」を挙げる意見も多く、健康の維持を図り、安心して老後を過ごせるための取り組みが必要です。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、介護、医療、フレイル予防など、日常生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を進める必要があります。

○少子高齢化対策への地域福祉の協力体制づくり

少子高齢化は社会保障の問題や労働力の減少などに影響し、地域の活力低下が懸念されるため速やかに対処すべき問題です。子育て、福祉や介護などの関係機関が連携して対応する必要があります。

④新型コロナウイルス感染症など感染症への対応

○予防体制の強化等

新型コロナウイルス感染症の拡大は、我が国全体の社会経済活動に大きな影響を与えています。これを受け、予防体制の強化、ワークライフバランスの見直しなど、「新しい生活様式」を踏まえた対応も重要です。

(2) まちの魅力度アップ（交流によるまちの活性化）

① 元気なまちづくり

○ 施設の適正な維持管理

人口増加を示していた時代においては、公共施設の新設や規模の拡大が行われてきましたが、人口減少時代を迎え、既存施設をいかに適正に利活用するかという視点が重要となってきます。選択と集中の考えに基づき、限られた財源で公共施設サービスを維持していく方法を検討し、実施していく必要があります。

○ きめ細かな地域公共交通の充実

地域公共交通の再編により、住民意向では「公共交通機関の便利さ」についての満足度は向上しましたが、町外へ移りたい理由として「交通の便が悪いから」を挙げる意見も多く、引き続きさらなる公共交通の利便性向上に向け、改善に取り組む必要があります。

② 観光・商工業振興

○ 地域資源を活かした観光戦略、集客戦略

本町には万葉の時代より政治・文化の要衝の地として、数多くの歴史的・文化的資源が存在しています。これらの資源を活用するとともに、潜在的な資源を掘り起こし、多くの来訪者を呼び込み、本町の魅力を体験してもらい、交流人口の増加につなげていく必要があります。

従来イベントについては、交流人口の減少傾向となっているものもあります。交流人口の維持・向上により本町の魅力を知ってもらうことで、定住化の向上も期待できることから、資源の掘り起こし、PRの強化など、観光機能の活性化が必要です。特に本町観光の拠点となる竹内街道沿いの景観等のあり方について検討を進める必要があります。

○ 地域の魅力再発見

本町が有している歴史的・文化的資源を核として、さらに新しい資源を掘り起こし、魅力ある資源として広くPRを行い、交流人口の増大を図り、「行ってよかったまち」から「住んでみたいまち」へと定住人口の増大につなげていくことが重要です。

○ 商工業の振興

商業については、町内に大規模商業施設が開業するなど、住民意向では、「商工業振興の取り組み」についての住民満足度が上昇しています。

工業については広域交通の利便性を活かした産業基盤の整備を行い、工業振興による町内の他産業への波及効果により、町内の経済循環を活性化することも重要です。

○ 就労対策

就労対策としては、「地元雇用の促進」、「就労相談体制の充実」を挙げる意見が目立っています。雇用の拡大をめざすためにさらにきめの細かい対応が求められます。

③土地利用

○土地利用構想の検討

都市計画マスタープランに即した土地利用計画に基づき、それぞれの地域の特性を生かした土地利用の形成を図る必要があります。

○農空間を活かしたまちづくり

農業は本町の重要な産業となっていますが、農業者の減少・高齢化、耕作放棄地の増加も目立っています。

今後も農業の生産環境の維持・向上を図り、担い手の確保や農産品の高付加価値化を進めるとともに、地産地消を進め、安心できる農産品を身近に購入できる仕組みづくりに取り組む必要があります。

(3)協働によるまちづくりの参加・実現

①住民の町政への参加

○住民・地域・企業・行政の協働と協調の取り組み

住民主体の協働のまちづくりを今後も進める必要があります。様々な住民のニーズに対応するため、住民がまちづくりを主体的に担い、自律性の高いまちづくりをめざします。

○参加しやすいプログラムの実施

協働によるまちづくりを進めるため、住民が参加しやすいプログラムを実施するとともに、ワークショップやタウンミーティングなどの方法により、住民の意見を的確に政策に反映することが重要です。

また住民ニーズの迅速な把握、様々な情報発信のために、SNSなどの活用を進める必要があります。

②広域行政の推進

○広域的な視点による他市町村との連携強化

本町では、南河内広域事務室による一部事務の共同処理や南河内環境事業組合によるごみ処理など近隣市町村との連携が進んでいますが、今後も利用サービスの効果的・効率的な事務処理を進める必要があります。

○観光や農業、利便施設利用等での連携

観光や施設利用など広域的な連携により利便性や利用の向上が期待できる分野については、さらに積極的な連携を図る必要があります。

第2章 後期基本計画

I. 基本的事項

1. 計画の構成

(1) 後期基本計画策定の趣旨

後期基本計画は、「基本構想」の計画期間である平成28年度(2016)から令和7年度(2025)までの10年間のうち、後半の5年間となる令和3年度(2021)から令和7年度(2025)までを目標年度として、「基本構想」で設定した基本目標や土地利用の方針を踏まえて、政策や施策を体系的に示し、個別に作成される様々な計画の基本となるものです。

(2) 重点プロジェクトの設定

今回の後期基本計画の策定にあたっては、総合計画と密接な関係にある「太子町総合戦略」が改訂時期を迎えたことを受け、総合戦略の柱である人口減少や少子高齢化、住みよい地域づくりに関する施策のパッケージ化(施策連動)によるまちづくりの推進を後期基本計画において展開するため、「太子町総合戦略」の改訂内容を「重点プロジェクト」として後期基本計画に包含することとします。

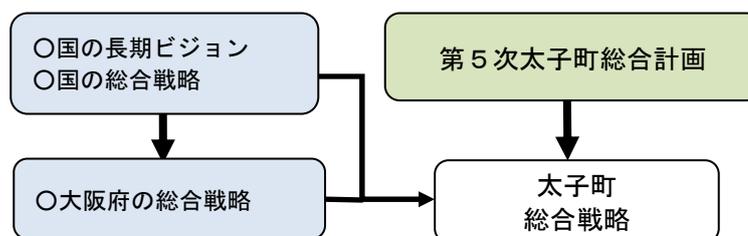
なお、現行の「太子町総合戦略」は平成31年度(2019)を目標年次とする計画ですが、後期基本計画に包含するため、総合戦略の目標年次を1年間延長し、後期基本計画の計画期間(令和3年度(2021)～令和7年度(2025))と整合するようにはしました。

第5次太子町総合計画と太子町総合戦略との関係

※総合戦略とは

総合戦略とは「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の略称で「まち・ひと・しごと創生法」に基づく計画で、人口減少の抑制を最重要課題とし、定住促進策を行い、持続可能で住みよい環境を確保するための目標や具体的な施策をまとめたものであり、町の最上位計画である総合計画に即し、国及び大阪府の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、策定するものです。

太子町では、平成28年(2016)3月に「太子町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しています。



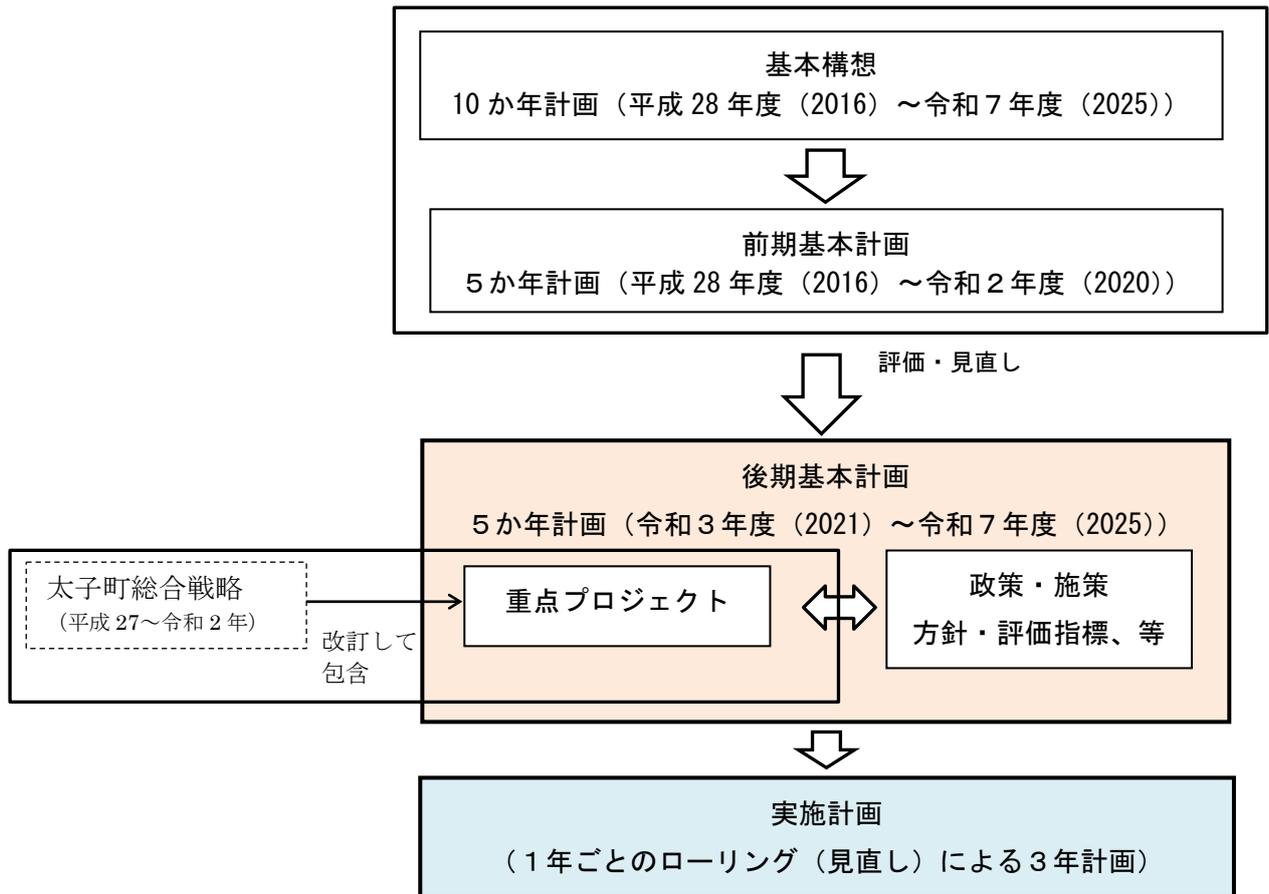
総合計画と総合戦略の位置づけ

(3) 後期基本計画の構成

後期基本計画は、以下の項目により構成します。

行政と住民が協働でまちづくりに取り組むために、各主体の役割を示すとともに、取り組みの目標値、及び具体の施策について定めます。

後期基本計画の構成

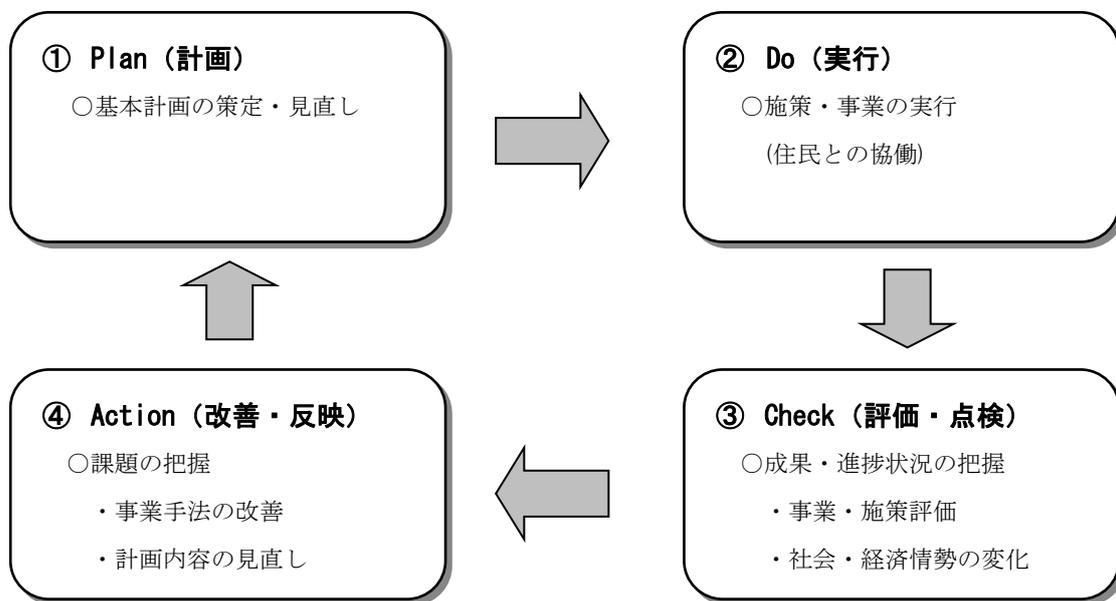


2. 計画の進行管理

計画期間中、設定した目標値の達成度を住民と共有し、成果を確認できる協働のまちづくりを実現するために実施する事業の進行状況を評価し、評価結果をもとに改善を図る、P D C Aサイクルの仕組みを取り入れます。

P D C Aサイクルとは、計画を策定し(Plan)、これを実行に移し(Do)、その成果を点検し(Check)、これを踏まえて改善し(Action)、さらに次の計画へとつなげていく(Plan)もので、計画の実施に当たっては、P D C Aサイクルにより、計画進行管理の仕組みをつくり、遂行していきます。

実施計画については、3年間で計画期間とし、毎年度ローリング方式により策定します。



総合計画の進行管理

	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
総合計画	基本構想										
	前期基本計画					後期基本計画					
施策の見直し	実施計画										
						P D 3カ年					
						C			A→P D 3カ年		
						C			A→P D 3カ年		
					C			A→P D 3カ年			
					C			A→P D 3カ年			
											総合計画の見直し

3. SDGsへの対応

総合計画での取り組みを推進することで、国際連合が目標に掲げているSDGsの目標の実現に貢献することができると考えられるため、施策ごとに関連する主なアイコンを示します。

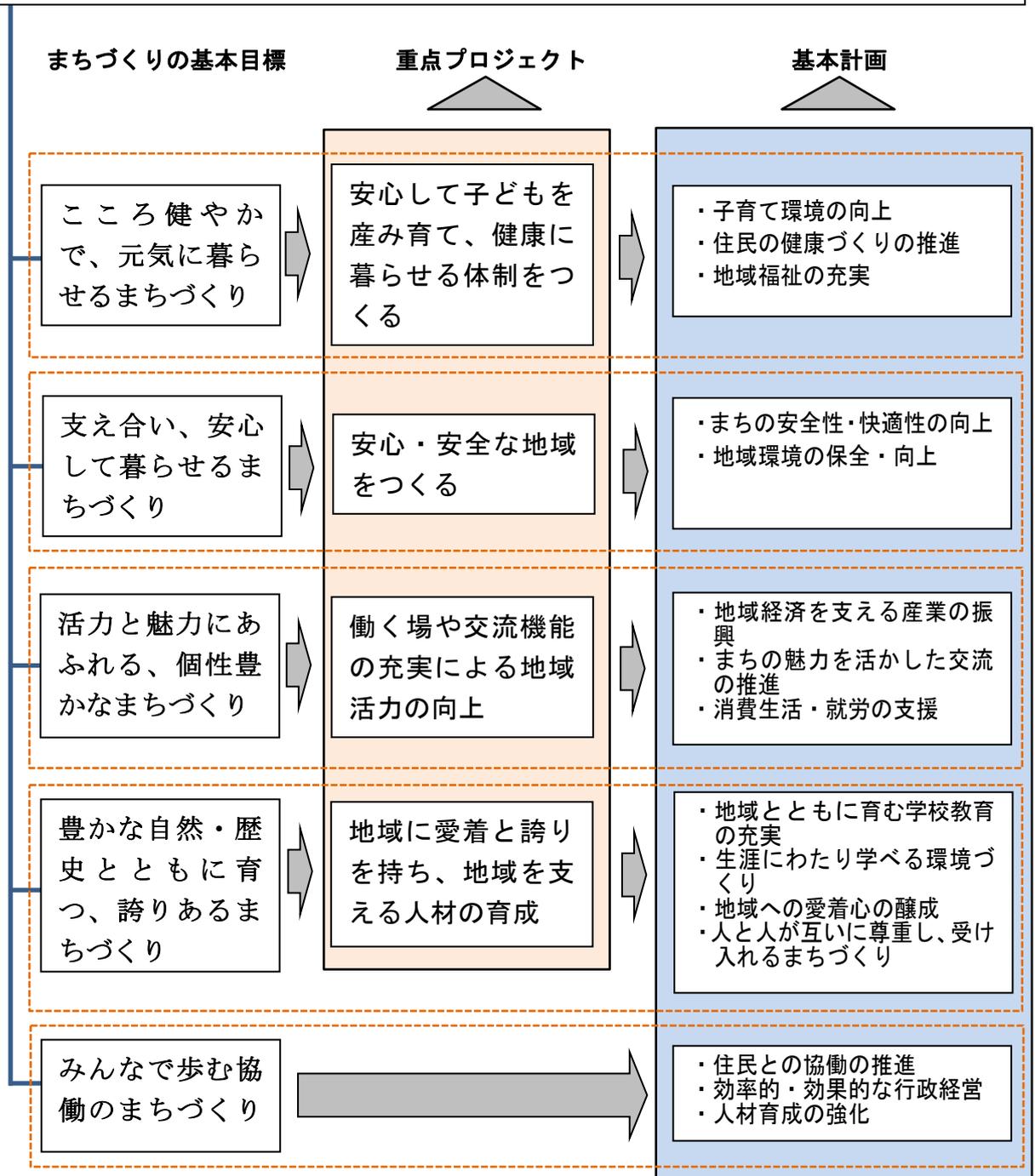
SDGsの17の目標

<p>1. 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終 止符を打つ</p> 	<p>10. 人や国の不平等をなくそう 国内及び国家間の格差を是正する</p> 
<p>2. 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄 養状態の改善を達成するとともに、持続可 能な農業を推進する</p> 	<p>11. 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱 かつ持続可能にする</p> 
<p>3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な 生活を確保し、福祉を推進する</p> 	<p>12. つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保 する</p> 
<p>4. 質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高 い教育を提供し、生涯学習の機会を促進す る</p> 	<p>13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ちむかうため、緊 急対策をとる</p> 
<p>5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性 と女児のエンパワーメントを図る</p> 	<p>14. 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向け て保全し、持続可能な形で利用する</p> 
<p>6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持 続可能な管理を確保する</p> 	<p>15. 陸の豊かさも守ろう 陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利 用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化 への対処、土地劣化の阻止及び逆転、なら びに生物多様性損失の阻止を図る</p> 
<p>7. エネルギーをみんなにそしてク リーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続 可能かつ近代的なエネルギーへのアクセ スを確保する</p> 	<p>16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な 社会を推進し、すべての人に司法へのアクセ スを提供するとともに、あらゆるレベル において効果的で責任ある包摂的な制度 を構築する</p> 
<p>8. 働きがいも経済成長も すべての人のための持続的、包摂的かつ持 続可能な経済成長、生産的な完全雇用及び ディーセント・ワーク（働きがいのある人 間らしい仕事）を推進する</p> 	<p>17. パートナーシップで目標を達 成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化 し、グローバル・パートナーシップを活性 化する</p> 
<p>9. 産業と技術革新の基盤をつくら う 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可 能な産業化を推進するとともに、技術革新 の拡大を図る</p> 	

II. 基本計画の大綱

【基本理念】

人と自然と歴史が交流し 未来へつなぐ 和のまち “たいし”



施策体系

基本目標	政策	施策
1. ころろ健やかで、元気に暮らせるまちづくり 【医療、福祉、健康】	(1) 子育て環境の向上	①母子保健の充実を図ります
		②子育て家庭の支援を進めます
		③すべての子どもたちが尊重されるまちづくりを進めます
	(2) 住民の健康づくりの推進	①健康づくり・食育を進めます
		②地域医療の充実を図ります
		③保険制度の充実を図ります
	(3) 地域福祉の充実	①地域福祉体制の充実を図ります
		②高齢者福祉の充実を図ります
		③障がい者福祉の強化を図ります
④低所得者福祉の充実を図ります		
2. 支え合い、安心して暮らせるまちづくり 【安心・安全、都市基盤、環境】	(1) まちの安全性・快適性の向上	①安心・安全を確保します
		②景観の向上を図るとともに住環境の整備を進めます
		③道路交通体系の充実を図ります
	(2) 地域環境の保全・向上	①協働により自然環境の保全を図ります
		②資源循環型の廃棄物処理対策を進めます
3. 活力と魅力にあふれる、個性豊かなまちづくり 【産業、雇用、観光】	(1) 地域経済を支える産業の振興	①都市農業の振興を図ります
		②商工業の活性化を図ります
	(2) まちの魅力を活かした交流の推進	①観光・レクリエーションの振興を図ります
	(3) 消費生活・就労の支援	①安心・安全な消費生活の確保を図ります
		②就労支援の推進を図ります
	4. 豊かな自然・歴史とともに育つ、誇りあるまちづくり 【人権、教育、文化】	(1) 地域とともに育む学校教育の充実
②学校と家庭、地域と一体となった教育活動を進めます		
(2) 生涯にわたり学べる環境づくり		①生涯学習の推進を図ります
		②生涯スポーツの振興、社会教育団体の育成を図ります
(3) 地域への愛着心の醸成		①個性豊かなコミュニティ活動の促進を図ります
		②歴史文化の保全と活用を図ります
(4) 人と人が互いに尊重し、受け入れるまちづくり		①人権尊重のまちづくりを進めます
		②男女共同参画社会を進めます
5. みんなで歩む協働のまちづくり 【協働、行政経営、情報化】	(1) 住民との協働の推進	①住民主体のまちづくりを進めます
	(2) 効率的・効果的な行政経営	①行財政改革の実行を進めます
		②行政サービスの向上をめざし、広域行政を進めます
	(3) 人材育成の強化	①より質の高い行政サービスを提供できる職員を育成します

※着色部は重点プロジェクトに該当する施策

Ⅲ. 重点プロジェクト

1. 重点プロジェクト基本目標

人口減少・少子高齢化対策や住みよい地域づくりに関する重点プロジェクトの基本目標を定め、目標実現に向けた事業の実施を進めていきます。

(1) 安心して子どもを産み育て、健康に暮らせる体制をつくる

結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援により、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進するとともに、住民が健康に暮らせる体制の充実を図ります。

(2) 安心・安全な地域をつくる

地域住民が安心・安全に暮らすための基盤となる施設や環境の整備を行います。

(3) 働く場や交流機能の充実による地域活力の向上

人口減少への対応として、安定した経済活動が行われることが必要であり、産業の振興や交流機能の向上により、地域の活力向上を図ります。

(4) 地域に愛着と誇りを持ち、地域を支える人材の育成

地域への愛着を持つことで、成長しても本町に関わり、あるいは支える人材の育成を行います。

2. 重点プロジェクトの施策

重点プロジェクト検討のための課題及び前期基本計画の達成度を踏まえ、重点プロジェクトの施策について整理します。

(1) 安心して子どもを産み育て、健康に暮らせる体制をつくる

1) 子育て環境の向上

①母子保健の充実を図ります

安心して子育てができるように、出産や育児に関する情報提供や子育てのアドバイスの強化を図ります。

<重点プロジェクトの施策>

- ・発達段階に応じた各種健康診査の実施、育児・栄養相談等の充実
- ・安全で安心な出産・育児の推進
- ・乳幼児の健康管理や育児相談・教育等の実施

②子育て家庭の支援を進めます

結婚・出産・妊娠・子育てまでの切れ目のない支援を行います。また子育て支援の拠点的機能を果たす子育て支援センターのさらなる機能強化により、子育てに関する相談体制の充実を図るとともに、子育てに関する勉強会やイベントの開催などを行います。

保育や一時預かりに対する要望も高いことから、仕事と子育てを両立できる環境の整備により一層取り組みます。

<重点プロジェクトの施策>

- ・若い世代の結婚に対する支援
- ・子育て支援センターの充実
- ・延長保育、預かり保育の継続実施
- ・放課後児童会の充実

③すべての子どもたちが尊重されるまちづくりを進めます

ひとり親世帯が抱える様々な課題を支援し、子どもたちの健やかな成長の支援を継続します。

<重点プロジェクトの施策>

- ・ひとり親家庭に対する医療費の助成、相談体制、就労相談の充実
- ・福祉相談指導、支援体制の充実

2) 住民の健康づくりの推進

①健康づくり・食育を進めます

「特定健康診査受診率」や「健康マイレージ」の参加向上をめざし、「自分の健康は自分がつくる」意識の徹底を図ります。

特に高齢者の健康維持のためには、食事、運動、社会的参加などを改善することが重要とされており、そのためには行政、地域、事業者などが互いに連携し総合的に取り組むことが重要であることから、本町が主体となって「高齢者フレイル対策」の実施に向けて取り組みます。

<重点プロジェクトの施策>

- ・地域の医療機関との特定健診、各種検診の実施、健康相談・教育等の充実
- ・健康づくりを軸とした事業の展開
- ・近隣市町村・広域医療機関との連携
- ・小児急病診療体制の充実
- ・高齢者のフレイル対策への取り組み

※高齢者フレイル：フレイルとは、年齢を重ね、体や心、社会的なつながりが弱くなった状態のことを指します。食事の改善、身体活動、社会参加を見直すことでフレイルの進行を防ぐことができます。

②地域医療の充実を図ります

新型コロナウイルス感染症などに対応した感染予防・感染拡大防止対策の強化に取り組みます。

<重点プロジェクトの施策>

- ・新型コロナウイルス感染症などに対応した感染予防・感染拡大防止対策の強化

3) 地域福祉の充実

①地域福祉体制の充実を図ります

地域で住民が互いに支え合う地域づくりの推進や、様々な課題に対応できる包括的な支援体制の整備に取り組みます。

<重点プロジェクトの施策>

- ・多機関の協働による包括的支援体制の充実
- ・地域力強化推進事業の推進
- ・地域福祉活動やボランティア活動等の情報提供による福祉意識の高揚、関係機関の連携強化
- ・町立総合福祉センターの活用

②高齢者福祉の充実を図ります

地域で高齢者を見守り、支援する体制のネットワーク構築及び強化に努めます。

安心して地域で暮らせるために、町会・自治会などによる身近なコミュニティ活動を通じて、生活課題を抱えた本人や家族を発見し、早い段階でケアに結び付ける見守り体制の構築に取り組みます。

地域公共交通と連動した高齢者の外出支援に取り組みます。

<重点プロジェクトの施策>

- ・地域包括支援センターにおける高齢者支援、総合相談の実施
- ・介護予防、介護予防ケアマネジメント、生活支援、介護サービス給付の実施
- ・地域支えあい体制の整備

③障がい者福祉の強化を図ります

安心して地域で暮らせるために、町会・自治会などによる身近なコミュニティ活動を通じて、生活課題を抱えた本人や家族を発見し、早い段階でケアに結び付ける見守り体制の構築に取り組みます。

<重点プロジェクトの施策>

- ・障がいのある人に関する保健・医療・福祉等の専門相談の充実〔権利擁護〕
- ・障がいのある人の就労機会・場の拡大、関係機関との連携
- ・障がい者医療費の助成

(2) 安心・安全な地域をつくる

1) まちの安全性・快適性の向上

①安心・安全を確保します

これまでの経験を超える災害の発生も予想されるため、防災体制の強化に取り組みます。
また防犯対策に取り組みます。

<重点プロジェクトの施策>

- ・民間建築物の耐震対策の実施
- ・防犯灯の設置、防犯カメラの設置

②景観の向上を図るとともに住環境の整備を進めます

都市施設の適切な維持管理や地区計画の策定により良好な居住環境の維持・向上を図ります。

<重点プロジェクトの施策>

- ・ 竹内街道周辺地区の良好な景観形成
- ・ 公共下水道の整備、老朽化対策

③道路交通体系の充実を図ります

住民ニーズを踏まえた地域公共交通の再編を行いました。引き続き利用状況や利用者の意向を踏まえ、利便性の向上に向けた取り組みを進めます。

<重点プロジェクトの施策>

- ・ 生活道路の維持補修
- ・ 地域公共交通利便性の向上

2) 地域環境の保全・向上

①協働により自然環境の保全を図ります

自然環境に対する満足度が低下しており、また保護活動への参加も低下していることから、身近な自然に対する関心を高めるため各種イベントへの参加の周知を強化します。

<重点プロジェクトの施策>

- ・ 自然環境の保全

(3) 働く場や交流機能の充実による地域活力の向上

1) 地域経済を支える産業の振興

①都市農業の振興を図ります

農地や農業者の減少が続いており、農業生産活動の維持・向上を図ることが必要です。広域からの新規就農者のあっせんや、農地の賃貸借を進めます。

<重点プロジェクトの施策>

- ・農地中間管理機構との連携による遊休農地面積の減少
- ・体験型農業の提供

②商工業の活性化を図ります

太子インターチェンジ周辺など、立地動向やニーズを把握し、新たな産業誘致に取り組みます。

町内既存商工業の活性化に取り組みます。

<重点プロジェクトの施策>

- ・新たな産業の誘致
- ・町内商工業の活性化

2) まちの魅力を活かした交流の推進

①観光・レクリエーションの振興を図ります

イベントの集客数に減少傾向がみられており、新たな観光資源の掘り起こしや、イベント内容の見直しを図ります。

<重点プロジェクトの施策>

- ・観光ガイド、各種イベントへの参加
- ・観光案内サイン及びパンフレットの整備
- ・道の駅における観光情報の提供、特産品の販売
- ・聖燈会、竹内街道灯路祭り

3) 消費生活・就労の支援

①就労支援の推進を図ります

地元での就労を望む意見が多く、職住近接が実現できるよう、地元雇用を高めるための取り組みを行います。

<重点プロジェクトの施策>

- ・能力開発事業による求職者のスキルアップ
- ・就職面接会等の実施、求人情報の提供、就労相談

(4) 地域に愛着と誇りを持ち、地域を支える人材の育成

1) 地域とともに育む学校教育の充実

①元気な子どもを育てる学校園づくりを進めます

中学校において不登校率が上昇しており、また不登校期間が長期化する傾向にあることから、ソーシャルワーカー、スクールカウンセラーをはじめ関係者が連携し、不登校に対する取り組みを行います。

<重点プロジェクトの施策>

- ・校舎等の維持管理、時代のニーズに応じた施設整備
- ・総合学校支援事業によるいじめ、不登校等の問題への対応
- ・教育の情報化推進、使える英語プロジェクトの推進

②学校と家庭、地域と一体となった教育活動を進めます

児童生徒等が安全に安心して学校で過ごせるように、学校と家庭、地域が一体となって学校の防犯体制の強化に取り組みます。

<重点プロジェクトの施策>

- ・学校防犯対策事業

2) 生涯にわたり学べる環境づくり

①生涯学習の推進を図ります

老朽化が著しい公民館にかわり、図書館機能を併せ持った生涯学習施設を建築し、公民館活動の精神を尊重しながら、住民の趣味・教養、文化・芸術など住民の生涯学習、文化活動だけでなく、住民独自の地域振興の拠点となる施設の整備を行います。

<重点プロジェクトの施策>

- ・生涯学習施設の建設
- ・文化祭等の実施

②生涯スポーツの振興、社会教育団体の育成を図ります

誰もが気軽に楽しむことのできる生涯スポーツの推進をめざし、各教室や事業については住民ニーズを把握し、内容の見直しを行うとともに、安全に活動できる場所の整備について検討を行います。

<重点プロジェクトの施策>

- ・社会教育団体育成事業の実施
- ・たいしスポーツDay、ふれあいTAISHIの実施

3) 地域への愛着心の醸成

①個性豊かなコミュニティ活動の促進を図ります

町会・自治会の加入率が低下しており、地域コミュニティの活動維持が困難になっています。地域の課題を住民自らが解決できる地域づくりに向けての支援を強化します。

<重点プロジェクトの施策>

- ・町会・自治会加入促進マニュアルの作成

IV. 後期基本計画

1. こころ健やかで、元気に暮らせるまちづくり【医療、福祉、健康】

(1) 子育て環境の向上

<現状と課題>

本町では、出産後早期から、保護者と子どもたちとの仲間づくりや地域の子育てネットワークの構築をめざす「ファーストベビー講座」や「わんぱく広場」などの各種子育て支援事業、子どもの発達支援を行うための「ふたば教室」などに取り組んでいます。

しかしながら、本町の合計特殊出生率（一人の女性が一生のうちに産む子どもの数）は、大阪府の平均を下回り、少子化の傾向が顕著になっています。合計特殊出生率については近年はやや上昇していますが、今後さらに安心して子育てができる環境の向上に取り組む必要があります。

核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化が進む中で、子どもたちが健やかに育つためには、育児に対する不安や孤立感の解消などについて、子育て中の家庭だけでなく、保育所（園）、学校をはじめ、地域ぐるみで子どもを守り育てていくことができるまちづくりをめざすことが重要となっています。

<方針>

若い世代が安心して結婚・出産・子育てをしやすい地域づくりに向けた取り組みを進めるため、妊娠期から思春期までの育児・子どもの成長を切れ目なく支援する各種施策を実施し、子育てに関する福祉施策の充実を図ります。そのために「太子町子育て包括支援センター」を核として、妊娠期から思春期までの育児・子どもの成長を切れ目なく支援するためのワンストップ対応を進め、子育ての仲間づくりや育児不安の解消や乳幼児虐待予防、地域の子育て支援の体制を整えます。

また、ひとり親家庭に対する福祉の充実を図ります。これらの施策の実施にあたっては、行政だけでなく地域ぐるみで取り組みを進めます。

<「政策」に対する評価指標と目標>

評価指標	令和2年(2020) 実績値	令和7年度(2025) 目標値
安心して子どもを産み育てられるまちづくりに対する満足度 (アンケート調査結果)	3.3	↑

① 母子保健の充実を図ります

<施策（行政が行うこと）>

子どもの発育段階に応じた各種健康診査の実施、育児に対する各種教室や相談機会の提供、保護者間の交流の場や機会の創出を通じて、安心して子どもを産み、育てられる環境整備に努めます。

また、妊娠期から思春期までの育児・子どもの成長を切れ目なく支援するためのワンストップ対応として、「太子町子育て包括支援センター」により、母親の子育ての仲間づくりや育児不安の解消、乳幼児虐待予防を図り、地域の子育て支援体制を整えます。

加えて、子ども医療に関する助成についても継続的支援を行い、母子保健の充実を図ります。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	平成 31 年度 (2019) 実績値	令和 7 年度 (2025) 目標値
4 か月児健診受診率	%	94.4	99.0 以上
3 歳 6 か月児健診受診率	%	92.6	95.0 以上
乳児家庭全戸訪問実施率	%	100.0	100.0
育児教室実施回数	回	75	70 以上
合計特殊出生率	—	1.13	1.46

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

住民	○健康診査や健康相談を通じて乳幼児の健康に気を配ります。
事業者・団体	○町と連携し、子育てしやすい環境づくりを支援します。

<重点プロジェクトの施策>

- ・発達段階に応じた各種健康診査の実施、育児・栄養相談等の充実
- ・安全で安心な出産・育児の推進
- ・乳幼児の健康管理や育児相談・教育等の実施



② 子育て家庭の支援を進めます

<施策（行政が行うこと）>

保護者と子どもたちが気軽に集え、育児相談や子育てサークルなどを利用するための施設として、現行の子育て支援の拠点施設（子育て支援センター）の充実と新たに保護者と子どもたちが集える場所を整備し、子育て家庭の支援を進めます。

仕事と子育ての両立を図るためには、男女ともに育児休業を取得しやすい環境整備に加え、保護者が働きながら安心して子どもを産み育てることができるように、保育所（園）などの延長保育や休日保育、保護者が昼間家庭にいない小学校児童を対象とした放課後の活動の場（放課後児童会）の提供、子育て休業後の親の再就職支援など、子育てと仕事とのバランスがとれる働き方を支援します。

また、個人の置かれた状況に応じて、多様で柔軟な働き方ができるよう仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の周知・啓発に努めます。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	平成 31 年度 (2019) 実績値	令和 7 年度 (2025) 目標値
子育て支援センター利用者数（親・子両方を含む）	人	3,082	2,350
放課後児童会待機児童数	人	0	0

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

住民	○必要に応じて保育支援事業サービスを利用します。
事業者・団体	○雇用者の子育て支援に取り組みます。

<重点プロジェクトの施策>

- ・若い世代の結婚に対する支援
- ・子育て支援センターの充実
- ・延長保育、預かり保育の継続実施
- ・放課後児童会の充実

③ すべての子どもたちが尊重されるまちづくりを進めます



<施策（行政が行うこと）>

すべての子どもたちの健やかな成長を支援するために、ひとり親家庭に対する医療費の助成、相談、就労支援など、悩みや不安・問題を抱える保護者や配慮が必要な家庭に合わせた継続的な支援を充実します。

また、障がいのある子どもや発達に偏りのある子どもが、その家族とともに地域社会の一員として、自分らしく生きる力を高め自立するには、乳幼児期からの継続的な支援が重要であるため、一人ひとりの多様なニーズに応じた相談・支援体制を充実します。

さらに、人権と権利擁護の推進として、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与える児童虐待の防止対策や要保護児童の援助体制の強化など、関係機関と連携し、子どもの権利を守る取り組みを総合的に進めていきます。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	平成 31 年度 (2019) 実績値	令和 7 年度 (2025) 目標値
ひとり親家庭相談数 (相談体制の充実)	件	4	5
発達障がいなど巡回相談	人	56	60

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

住民	○悩みや不安等を抱える保護者や配慮が必要な家庭への理解を深め、支え合う関係づくりに努めます。
事業者・団体	○支援を必要とする世帯等の受け入れに努めます。

<重点プロジェクトの施策>

- ・ひとり親家庭に対する医療費の助成、相談体制、就労相談の充実
- ・福祉相談指導、支援体制の充実

(2) 住民の健康づくりの推進

<現状と課題>

少子化が進展する一方で、平均寿命の延びにより、令和7年(2025)には、我が国では、65歳以上の高齢者数は3,657万人となり、人口の3割を超えることが予測されています。

生活習慣病や心の病、健康の維持や安心できる医療のあり方など、保健・医療に関する住民の関心はますます高くなっています。また新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、大規模感染症への対応も求められます。

本町では、これまで健康予防事業に幅広く取り組み、健康マイレージ事業などを通じ健康への関心を高めるとともに、診査、教育・相談・訪問や予防接種補助などの事業により、総合的にきめ細やかに健康づくりの支援を実施しています。

これからも生涯を通じて心身ともに健康に暮らすには、一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」ことを基本とし、地域と行政が一体となった健康づくりに取り組みやすい環境づくりが必要です。特に高齢化にともない在宅医療や緩和医療の充実が求められるとともに、本町での医療体制の充実のために、周辺市町村との広域的な医療連携も必要になります。

<方針>

住民の健康づくりへの関心を高めるとともに、住民の健康づくりや食育を推進します。また、周辺市町村と連携した地域医療や保険制度を充実し、健康で笑顔いっぱいのまちづくりを推進します。

保健センターが住民にとっての健康基地として誰にでも利用しやすいように住民との接点をつくり、健康づくり自主組織活動の支援や育成を行います。

<「政策」に対する評価指標と目標>

評価指標	令和2年度 (2020) 実績値	令和7年度 (2025) 目標値
健康づくりに取り組みやすい環境 に対する満足度 (アンケート調査結果)	3.2	↑
身近に必要な医療サービスが受け られる環境 (アンケート調査結果)	2.4	↑

① 健康づくり・食育を進めます

<施策（行政が行うこと）>

各種健康診査の実施や、予防接種への助成、健康に関する相談や教育など、住民の健康づくりの基本となる取り組みを、地域の医療機関や医師会などと連携して実施します。

また、住民の健康づくりをさらに進めるために、身近な自然資源を活かした心身の健康増進として、健康ウォーキング講習会などの健康増進のための啓発活動及び社会環境の整備を実施します。

特に、健康づくりに取り組むことで、マイレージを獲得し、応募すると健康関連グッズや地域の特産品などが抽選で当たる「健康マイレージ事業」を推進し、住民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」ように、健康意識のさらなる向上を図ります。また、これまで町会・自治会や小中学校のPTAなどがつくる団体に寄付できる制度を実施していますが、団体などで健康に関する取り組みを対象事業とするなど、より一層、住民が参加しやすい制度の充実を図ります。

また、小中学校における食・生活リズムの乱れが指摘されることから、子育ての支援を通じた大人への意識改善を通じて家族・家庭の健康づくりを支援します。

加えて、「第3次健康太子21」に引き続き、その後継計画である「第4次健康太子21」に基づき、本町の健康や食育に関する基本的な考え方を示し、健康づくりと食育を総合的かつ計画的に推進していきます。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	平成31年度(2019) 実績値	令和7年度(2025) 目標値
特定健康診査受診率 (国民健康保険被保険者)	%	36.9	60.0
健康に関わる講習会の開催数	回	176	220
健康マイレージ参加者数	人	1,021	1,400
意識的に運動している人の割合	%	70.6	80.0

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

住民	○健康の大切さを認識し、積極的に健康づくりに取り組みます。 ○自らが進んで健（検）診を受け、疾病の早期発見・早期治療に取り組めます。
事業者・団体	○地域ぐるみや事業者ごとでの集団検診を実施するとともに、健康に関する情報提供や啓発に取り組めます。

<重点プロジェクトの施策>

- ・地域の医療機関との特定健診、各種検診の実施、健康相談・教育等の充実
- ・健康づくりを軸とした事業の展開
- ・近隣市町村・広域医療機関との連携
- ・小児急病診療体制の充実
- ・高齢者のフレイル対策への取り組み

② 地域医療の充実を図ります

<施策（行政が行うこと）>

今後医療費の増大、医師不足が予想される中、健康増進事業の一層の充実を図るとともに、かかりつけ医・歯科医の定着をさらに進め、関係機関が連携し健康診査後の事後指導やアウトリーチによる在宅医療の充実を進めるなど、住みなれた地域でいつまでも安心して暮らせるよう総合病院との連携も図りながら地域医療の充実に努めます。

また、二次医療圏内の医療機関や市町村等の協力・連携のもと、身近に医療サービスが受けられる環境整備に取り組むとともに、近隣市町村と連携し、休日診療などの緊急医療体制の充実に取り組みます。

具体的な取り組みとして、健康診査を受診した結果、将来に生活習慣病を発症する可能性の高い「生活習慣病予備群」を対象に、医療機関を通じて「イエローカード（警告書）」を渡してもらうことで、早期の段階で保健指導へつなげてもらう仕組みをつくります。

さらに現在、生活習慣病を発症している人への重症化予防対策として、確実に医療機関での受診につなげるための保健指導を行うよう努めます。

高血圧傾向にある人や血糖値の高い人に対しては、リーフレットや医療機関への紹介状を同封、あるいは保健師などによる面接で受診勧奨を行い、受診後も治療が中断しないよう疾病管理を行うよう努めます。

新型コロナウイルス感染症などに対応した感染予防・感染拡大防止対策の強化に取り組みます。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	平成 31 年度 (2019) 実績値	令和 7 年度 (2025) 目標値
がん検診精検受診率	%	92.4	100.0
1人当たりの医療費 (国民健康保険被保険者)	円	374,330	↓

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

住民	<ul style="list-style-type: none"> ○日ごろから健康管理に努めます。 ○一人ひとりがかかりつけ医、かかりつけ歯科医を持ち、自分の病状に応じて医療機関を適正に利用します。 ○住民自らが進んで健（検）診を受け、疾病の早期発見・早期治療に取り組みます。
事業者・団体	○地域の医療機関は、総合病院との連携に努めます。

<重点プロジェクトの施策>

- ・新型コロナウイルス感染症などに対応した感染予防・感染拡大防止対策の強化

③ 保険制度の充実を図ります

<施策（行政が行うこと）>

国民健康保険は、少子化の影響による被保険者の減少や高齢化による医療費の増大などにより、その運営状況は非常に厳しいものとなっていたことから、平成30年度（2018）より、国民健康保険の財政運営を都道府県単位とし、広域化することで運営の安定化に向けた取り組みを進めているところです。

本町では、今後も国や大阪府に対して引き続き安定的かつ持続可能な国民健康保険制度となるよう働きかけ、さらに、特定健康診査・特定保健指導の実施率等の向上など、被保険者の健康保持・増進を図る保健事業の取り組みについても充実を働きかけます。

また医療費の適正化を図るために、レセプトなどの電子化で得られた健康や医療に関する情報を有効に活用するとともに課題の分析を行い、PDC Aサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画『データヘルス計画』に基づく事業の展開、実施及び評価を行います。

中でも、医療費が高額となる虚血性心疾患と脳血管疾患の重症化予防は、町の大きな課題といえます。その基礎疾患である高血圧症や脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病の予防対策を重要課題として取り組みを進めます。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	平成31年度（2019） 実績値	令和7年度（2025） 目標値
特定健康診査実施率 （国民健康保険被保険者）	%	36.9	60.0
特定保健指導実施率 （国民健康保険被保険者）	%	39.8 （暫定値）	60.0

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

住民 事業者・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○健康に対する意識を高め、疾病予防に努め、適正に医療機関を利用します。 ○特定健康診査・特定保健指導などの保健事業に積極的に参加し、健康の保持・増進に取り組みます。
--------------	---

(3) 地域福祉の充実

<現状と課題>

地域に暮らすすべての人が互いに少しずつ周りに気を配ることや、少しの手助けで相互に支え合うことにより、みんなが安心して地域の中で暮らしていける地域社会を築くことができます。

町内には、小地域のネットワーク活動や各種ボランティア団体、サークルなどの活動があり、これらの地域資源を積極的に活用していく必要があります。

障がい者、高齢者、子育て中の人などが積極的に社会参加できるよう、また、誰も自殺に追い込まれることがないよう、すべての人が安全で安心できるまちを実現するために、地域住民と行政や事業所などが互いの役割を認識しながら、情報交換や交流を図り、福祉課題の解決に取り組む必要があります。

また、今後の超高齢社会を迎えるにあたり、高齢者が生き生きと生活し、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるように、「地域包括ケアシステム」を構築し、地域での「高齢者の活躍の場」や「支えあいの場」など資源を増やしていくことも必要です。

<方針>

福祉への意識を高めるため、住民や関係機関が連携し課題に取り組むための計画を策定し、地域のニーズに対応した福祉施策の充実を図ります。

また、地域での支えあいによる高齢者福祉や、地域での自立を支援する障がい者の福祉とともに、低所得者への支援や生きることへの包括的な支援に取り組みます。

<「政策」に対する評価指標と目標>

評価指標	令和2年度 (2020) 実績値	令和7年度 (2025) 目標値
高齢者が健康で生き生き暮らせる環境に対する満足度 (アンケート調査結果)	2.9	↑
障がい者が自立して暮らせる環境に対する満足度 (アンケート調査結果)	2.7	↑

① 地域福祉体制の充実を図ります

<施策（行政が行うこと）>

広報及びホームページなどを活用した福祉意識の啓発、虐待や権利擁護、自殺に関する相談、地図情報システムを活用した要支援者のデータ整理など、地域福祉のさらなる充実を図ります。

また、医療機関や社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会などの福祉団体などと連携し、制度の狭間にあり、対応が困難な福祉課題に取り組むコミュニティソーシャルワーカーなどの配置などにより、地域福祉体制や自殺対策ネットワークの強化を図ります。

さらに地域福祉活動の拠点として、町立総合福祉センターを活用していきます。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	平成 31 年度 (2019) 実績値	令和 7 年度 (2025) 目標値
福祉関係相談件数 (相談体制の充実)	件	319	500
総合福祉センター利用者数	人	21,783	35,000
自殺者数	人	0	0

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

住民	<ul style="list-style-type: none"> ○町と連携し、見守り活動に参加するなど、支援を必要としている者の支援を行います。 ○暮らしの悩みや不安をひとりで抱え込まず、社会福祉協議会や民生委員などへ早期に相談します。
事業者・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉関係事業者や各種団体は、利用者への新たなサービスの提供、支援をはじめ、関係団体との連携・協働や地域活動への参画を推進するとともに、地域での福祉課題を解決するため、専門職としての知見を活用し、住民と町役場の橋渡し役となります。

<重点プロジェクトの施策>

- ・多機関の協働による包括的支援体制の充実
- ・地域力強化推進事業の推進
- ・地域福祉活動やボランティア活動等の情報提供による福祉意識の高揚、関係機関の連携強化
- ・町立総合福祉センターの活用

② 高齢者福祉の充実を図ります

< 施策（行政が行うこと） >

「高齢者の活力を生かす自立支援」、「相互に助け合って生きる」、「人との交流による健康づくりと生きがいづくり」及び「すべての人が尊厳をもって自分らしく生きる」を柱として、高齢者が住み慣れた地域で様々な支援を受けながら安心して暮らし続けられるよう「地域包括ケア」を実現していくための施策を行います。

- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み
- ・ 認知症高齢者支援策の充実
- ・ 安心、安全、快適に暮らせる住まいとまちづくり
- ・ 介護予防と健康づくりの推進
- ・ 介護サービスの充実強化
- ・ 福祉・介護サービス基盤の充実

< 「施策」に対する評価指標と目標 >

評価指標	単位	平成 31 年度 (2019) 実績値	令和 7 年度 (2025) 目標値
介護予防普及事業の参加者数	人	延べ 493	延べ 1,100
地域介護活動支援事業の参加者数	人	延べ 6,745	延べ 5,800
元気ぐんぐんトレーニング活動支援のグループ数	グループ	25	26

< 行政とともに住民、事業者・団体が行うこと >

住民	<ul style="list-style-type: none"> ○町と連携し、見守り活動に参加するなど、高齢者が安心して生活できる環境づくりを支援します。 ○地域活動に積極的に参加するなど、社会参加に努めます。
事業者・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○町の高齢者を支援する体制づくりに協力し、生きがいづくりの場の提供に努めます。

<重点プロジェクトの施策>

- ・地域包括支援センターにおける高齢者支援、総合相談の実施
- ・介護予防、介護予防ケアマネジメント、生活支援、介護サービス給付の実施
- ・地域支えあい体制の整備

③ 障がい者福祉の強化を図ります

<施策（行政が行うこと）>

ノーマライゼーションの考え方に基づき、障がい者が地域で自立した生活を送れるよう、広報・啓発活動や福祉教育、交流事業の推進に努めます。さらに各種医療費の補助、専門員との相談機会の提供、障がい者虐待の早期発見と予防、障がい児のための相談などの障がい者福祉の充実を図ります。また、障がい者の就労機会の拡大、社会参加の促進のため、勤務体制等についての相談や情報提供の確立、スポーツ大会等の開催等を行います。そしてこれらの取り組みを推進するために、地域自立支援協議会や関係機関との連携強化を図ります。

障がい者が利用しやすい施設整備を進め、バリアフリーやユニバーサル・デザインのまちづくりを推進します。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	平成 31 年度 (2019) 実績値	令和 7 年度 (2025) 目標値
就労移行支援 (障がい福祉計画)	人	1	5

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

住民	○障がいを正しく理解し、ともに支え合うという意識を持ち、社会の実現に努めます。
事業者・団体	○障がい者雇用についての理解を深め、就労機会の向上に努めます。

<重点プロジェクトの施策>

- ・障がいのある人に関する保健・医療・福祉等の専門相談の充実〔権利擁護〕
- ・障がいのある人の就労機会・場の拡大、関係機関との連携
- ・障がい者医療費の助成

※ノーマライゼーション：障がい者や高齢者など、社会的に不利益を受けやすい人々が社会の中で他の人と同じように生活し、社会参加できるような環境の整備を行うこと。

※バリアフリー：あらゆる障壁を取り除くこと。

※ユニバーサル・デザイン：すべての人が使いやすい施設や建物のデザインのこと。



④ 低所得者福祉の充実を図ります

<施策（行政が行うこと）>

生活保護受給世帯や、地域社会の支えを必要とする援護世帯の的確な把握を行うため、民生委員児童委員や社会福祉協議会と協力し、積極的な情報提供を行ってもらうとともに、相談体制の充実を図ります。特に、大阪府のモデル事業として平成 26 年度（2014）から始まり、現在は本格実施している自立支援相談機関「はひと・ほっと相談室」と連携し、生活困窮に関する相談支援の充実強化に努めます。また、生活困窮者等への支援、生活保護制度や生活福祉資金貸付など、各種援護制度の周知徹底と活用を促進することで、経済的自立を促します。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	平成 31 年度（2019） 実績値	令和 7 年度（2025） 目標値
生活困窮に関する相談 「はひと・ほっと相談室」	件	80	150

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

住民	○ともに支え合うという意識を持ち、すべての人たちが住みやすく感じるまちづくりに貢献します。
事業者・団体	○就労機会の向上や各種援護制度の啓発及び相談に努めます。

※はひと・ほっと相談室：生活困窮に関する相談支援等事業を実施する機関で、富田林子ども家庭センター生活福祉課内に相談支援員を配置。
相談内容の具体例は、下記のとおり。

- ・家計のやりくり困っている
- ・借金の支払や公共料金の滞納がある
- ・病気で働けなくなった
- ・仕事がなかなか決まらない
- ・長年ひきこもっていて、どうしたらよいかわからない

2. 支え合い、安心して暮らせるまちづくり【安心・安全、都市基盤、環境】

(1) まちの安全性・快適性の向上

<現状と課題>

阪神淡路大震災や東日本大震災など各地で大規模な地震が発生しており、将来においても南海トラフ地震の発生が懸念されているところです。また近年では、局地的な集中豪雨など、従来とは異なる災害の変化もみられます。

本町では、いつ発生するかわからない災害への対応として、災害発生時での相互応援体制の整備や、住民の防災意識を高めるとともに地域の自主防災組織の結成を支援しています。

災害に強いまちづくりを進めるためには、「自助」「共助」「公助」が連携し、互いの役割を果たし、協働して行うことが重要です。

大規模災害への対応として、備蓄品や組織体制のあり方について見直すなど、これからも安全で安心できるまちづくりを進めていきます。また災害時での要配慮者に対する支援のあり方についても避難行動要支援者支援プラン及び地域防災計画の中で検討していきます。

少子高齢化傾向を踏まえると、空き家の増加など、安全を支える地域コミュニティの衰退が懸念され、火災や救急などの消防体制の強化を進める必要があります。

住民が日常的に公共交通を利用できるよう、地域公共交通の再編を行いました。今後も将来にわたり持続的に利用できる公共交通の構築を図る必要があります。

さらに人口減少の動向を踏まえながら、地域の活性化につながる土地利用を進め、安全で安心できる生活基盤の確保を進める必要があります。

<方針>

「自助」「共助」「公助」の連携による防犯・防災の取り組みを進め、安心・安全を確保します。また、快適な生活環境の向上を図るため、景観の向上や上下水道の整備、生活基盤となる道路交通体系の充実を図ります。

<「政策」に対する評価指標と目標>

評価指標	令和2年度 (2020) 実績値	令和7年度 (2025) 目標値
老朽化する都市基盤施設に対する 保全や更新 (アンケート調査結果)	2.7	↑
犯罪の防止や交通安全の度合い (アンケート調査結果)	3.0	↑
消防・救急の体制 (アンケート調査結果)	3.2	↑
防災対策など安心して暮らせるま ち (アンケート調査結果)	3.0	↑
身近な道路の安全や快適さ (アンケート調査結果)	2.9	↑
町内外を結ぶ主要道路の便利さ (アンケート調査結果)	3.1	↑
バスなど公共交通機関の便利さ (アンケート調査結果)	2.7	↑

① 安心・安全を確保します

<施策（行政が行うこと）>

公共施設の耐震化をさらに進めるとともに、施設の更新時期を見据え、適正な維持管理に努めます。民間の建築物についても、耐震診断への補助等を通じて、耐震化促進に取り組みます。また、自主防災組織などとも連携し、防災資機材の整備と減災への取り組みを進め、防災力向上に努めます。

一方、防犯灯や防犯カメラの設置など防犯面の対策についてもさらに進めるとともに、交通事故をなくす運動、警察による取り締まりや交通安全教育の推進などにより交通事故防止対策を進めます。また、交通量が多い路線や通学路指定された幹線道路については、大阪府の協力のもと、歩道設置など歩行者の安全対策を進めます。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	平成 31 年度 (2019) 実績値	令和 7 年度 (2025) 目標値
耐震補助のべ件数	件	35	55
犯罪発生件数	件	45	35
交通事故発生件数	件	30	25

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

住民	○町と連携し、防犯パトロールや自主防災組織などに参加し、自分たちの安全は自分たちで守ることに努めます。 ○歩行や自転車利用のルールを守ります。
事業者・団体	○事業者や団体は組織の安全の確保に努めるとともに、地域の防災・防犯活動にも協力します。

<重点プロジェクトの施策>

- ・ 民間建築物の耐震対策の実施
- ・ 防犯灯の設置、防犯カメラの設置



② 景観の向上を図るとともに住環境の整備を進めます

< 施策（行政が行うこと） >

地区計画などの各種制度の活用により住民との協働による景観まちづくりを進め、歴史・文化的資源を活かした快適な住環境整備の推進に努めます。また、「太子町空き家等対策計画」に基づき空き家の増加を防ぐなど、適正な空き家管理を行います。

水道については、平成 29 年（2017）4 月から大阪広域水道企業団に事業が移管されましたが、移管後も大阪広域水道企業団の構成団体として水道事業に携わっていきます。

下水道については、管渠などの整備や維持管理に努めるとともに、中長期的な視点をもって、個別処理が効果的な区域については合併処理浄化槽を導入するなど、効率的で維持可能な事業の運営を行います。

< 「施策」に対する評価指標と目標 >

評価指標	単位	平成 31 年度（2019） 実績値	令和 7 年度（2025） 目標値
景観計画・地区計画区域数	地区	4	8
空き家確知率	%	89.9	100.0
下水道普及率	%	93.6	94.0
水洗化率	%	89.9	90.5

< 行政とともに住民、事業者・団体が行うこと >

住民	○建築物を建築する場合には周囲の景観に調和した建物となるよう配慮します。
事業者・団体	○大規模な開発を行う場合には、周辺環境への配慮に努め、町や関係機関との協議・調整を行います。

< 重点プロジェクトの施策 >

- ・竹内街道周辺地区の良好な景観形成
- ・公共下水道の整備、老朽化対策



③ 道路交通体系の充実を図ります

<施策（行政が行うこと）>

生活道路について、点検や修繕などを行い、適正な管理に努めます。また、新たな土地利用計画に伴う地区の骨格となる道路整備を行います。

さらに、高齢者の生活に必要な公共交通の充実を図るため、運行方法の見直しなどによる、利用促進を図ります。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	平成 31 年度 (2019) 実績値	令和 7 年度 (2025) 目標値
町道改良率	%	99.6	100.0
路線バス（太子線・太子葉室循環線）平日乗車人数	人/日	700 (平成 30 年度 (2018))	1,000

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

住民 事業者・団体	○生活道路の日常清掃など、快適な道路環境づくりに協力します。
--------------	--------------------------------

<重点プロジェクトの施策>

<ul style="list-style-type: none"> ・生活道路の維持補修 ・地域公共交通利便性の向上

(2) 地域環境の保全・向上

<現状と課題>

本町には、大阪府内では貴重な里山の自然が残され、身近に感じられる暮らしがいきづいており、自然を保全する活動も行われています。一方で、そのような自然が失われていることも住民意識調査では指摘されています。この良好な環境の重要性を本町の貴重な財産として住民が共有・認識し、次世代に引き継ぐことが私たちの責務であり、持続可能な社会を構築していく必要があります。そのためには、私たちの暮らしを見つめ直し、よりよい環境の創造に向けたまちづくりを行うことが重要です。また、地域での活動が地球規模の環境問題の解決にもつながることを認識し、循環型社会の実現に向け、環境への負荷の低減に向けた取り組みを行うことが必要です。

<方針>

身近にある自然の大切さを住民全体が共有し、住民との協働による環境の保全や活用の取り組みを進めます。また、環境問題への関心を高める取り組みとして、ごみの減量やリサイクルについての啓発を進めます。

<「政策」に対する評価指標と目標>

評価指標	令和2年度 (2020) 実績値	令和7年度 (2025) 目標値
山林や緑など自然環境の豊かさに対する満足度 (アンケート調査結果)	3.1	↑
憩い、交流の場となる公園や広場などの環境	3.0	↑
ごみの減量やリサイクルなど環境への配慮に対する満足度 (アンケート調査結果)	3.2	↑



① 協働により自然環境の保全を図ります

<施策（行政が行うこと）>

二上山、金剛生駒紀泉国定公園などでは、森林や緑化空間の自然環境の保全をめざし、森林浴や散策など緑の自然を体感しながら清掃を行う「山の日山地美化キャンペーン」などを実施し、住民との協働による良好な環境づくりを進めます。

また、「唐川ホテルを守る会」では、町内・町外問わずより多くの参加者を募り、本町の自然環境の素晴らしさを体感してもらい、恵み豊かな自然を守り、生物が生息する健全な環境を維持するため、ホテルを生物指標として身近な環境を保全する河川の清掃や草刈が行われています。これからも住民協働による自然環境保全活動を支援するとともに、さらに環境保全への関心を高め、各種イベントの参加を促進する取り組みを進めます。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	平成 31 年度 (2019) 実績値	令和 7 年度 (2025) 目標値
山の日山地美化キャンペーン参加者数	人	125	250
唐川ホテルを守る会活動参加者数	人	20	50

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

住民	○身近な自然環境に親しむとともに、自然環境保全活動に参加します。 ○自動車利用から、バス、自転車利用を心がけます。
事業者・団体	○地域活動に組織として参加します。

<重点プロジェクトの施策>

・自然環境の保全



② 資源循環型の廃棄物処理対策を進めます

< 施策（行政が行うこと） >

本町ではこれまでごみの発生抑制に継続的に取り組んでおり、その成果はごみ排出量の経年的減少となって現れています。

今後も大量生産・大量消費生活に対する反省と環境への負荷の少ない生活への見直しを図るため、ごみの発生抑制とともに、再資源化に取り組みます。

< 「施策」に対する評価指標と目標 >

評価指標	単位	平成 31 年度 (2019) 実績値	令和 7 年度 (2025) 目標値
ごみ排出量	t	3,735	3,800

< 行政とともに住民、事業者・団体が行うこと >

住民	<ul style="list-style-type: none"> ○収集日程に合わせて適正にごみを排出し、地域のごみ収集場所を清潔に保持することで、不適正排出の無いよう組織的に取り組みます。 ○資源ごみの分別に取り組み、資源の循環向上に努めます。
事業者・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○店舗・事業所の責任を認識し、ごみを適正に処理します。

3. 活力と魅力にあふれる、個性豊かなまちづくり【産業、雇用、観光】

(1) 地域経済を支える産業の振興

<現状と課題>

本町の産業動向をみると、いずれも低迷傾向が続いています。

農業では農家戸数や耕地面積の減少、農家の高齢化とともに、耕作放棄地も増えていきます。また、工業では地場産業の厳しい経営環境が続いており、商業では町外での購買流出が顕著にみられます。

農業振興については、農業の担い手を育成するとともに、耕作放棄地の解決に向けた取り組みの実施が緊急の課題となっています。

さらに、地域の振興には商工業の活性化が不可欠であり、行政と地域との連携が重要となります。特に、商工業者の次世代リーダー育成と若い力による活力増強への期待は大きく、商業については消費者の要望を把握した商業機能の充実を、また工業については既存企業の強化を図るとともに企業誘致に取り組むなど、創意工夫を重ねた産業の振興を図る必要があります。

<方針>

農業の担い手の確保や、農空間の保全など、農業の活性化に向けた取り組みを進めます。また商工業については、住民の要望が高い商業施設の誘致など、住民が町内で安心して買い物ができる環境の実現に向けた取り組みを進めるとともに、活性化を図るため地域資源を活用したものづくりに取り組めます。

<「政策」に対する評価指標と目標>

評価指標	令和2年度 (2020) 実績値	令和7年度 (2025) 目標値
農業の現状に対する満足度 (アンケート調査結果)	3.0	↑
商工業の現状に対する満足度 (アンケート調査結果)	2.8	↑
買い物など日常生活の利便性 (アンケート調査結果)	2.5	↑



① 都市農業の振興を図ります

<施策（行政が行うこと）>

農業の衰退は、新鮮で安全な農産物が減少するだけでなく、土地の荒廃なども招きます。

農地中間管理機構の啓発や活用による遊休農地のあっせんや、農地の賃貸借等の促進を図り、新規の賃貸借件数などを増やすことで、農業の担い手の育成と耕作放棄地対策、また、新規就農者の増加・確保に努め、都市農業の振興を図ります。

また、地産地消の強化や、子どもたちへの食育の充実を図るため、地元食材の学校給食利用の充実をめざします。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	平成 31 年度 (2019) 実績値	令和 7 年度 (2025) 目標値
遊休農地利用者数	人	36	50
農地の賃貸借等の面積	ha	4	10
道の駅販売額	万円	5, 895	7, 700
太子町ブランド品の開発	件	0	2

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

住民	○遊休農地を活用した取り組みを検討し農業にふれあいます。 ○地域の野菜などの農業特産品を積極的に消費します。
事業者・団体	○新鮮で安全安心な農産物の生産・供給及びその販路拡大を図るとともに、地産地消を進めます。

<重点プロジェクトの施策>

- ・農地中間管理機構との連携による遊休農地面積の減少
- ・体験型農業の提供

※農地中間管理機構：農業経営の規模拡大や農地の集団化などを進めるために、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき都道府県に一つ設置された農地の中間的受け皿となる組織。大阪府では、一般財団法人大阪府みどり公社が農地中間管理機構となっている。



② 商工業の活性化を図ります

<施策（行政が行うこと）>

生活の利便性を高めるため、商業施設の誘致を図るとともに、商工会と連携し、既存商店などの町内事業者への支援や空き店舗の活用や地域特性を生かした競争力のある商品の開発など、地元産業の育成及び強化に取り組みます。

また商工業については、都市計画道路太子西条線沿線や太子インターチェンジ周辺など広域交通条件のよい地区などを軸として、地域経済の活性化につながる、特に今後成長を望める新規産業の誘致に努めます。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	平成 31 年度 (2019) 実績値	令和 7 年度 (2025) 目標値
事業所数	事業所	402	415
従業員数	人	2,766	3,000

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

住民	○町内での消費に努めます。
事業者・団体	○事業者は、外部環境の変化に応じて、新製品の開発を図るなど、店舗の魅力向上に努め、競争力強化をめざします。 ○住民生活に密着した店舗づくり、地域資源を活用したものづくりに努めます。

<重点プロジェクトの施策>

- ・新たな産業の誘致
- ・町内商工業の活性化

(2) まちの魅力を活かした交流の推進

<現状と課題>

「太子聖燈会」、「竹内街道灯路祭り」や「たいし聖徳市」など、住民主体によるイベントの開催により住民意識の向上が図られていますが、さらに地域の魅力を掘り起こし、本町の自然・歴史資源を活用した交流の拡大を図る必要があります。

そのためには、太子ブランドの開発やPRを進めるなど、太子町を広くアピールして知名度の向上を図るとともに、多くの来訪者に気持ちよく過ごしてもらうためのメニューや、安心して歩ける道路づくりを進め、周遊コースの選定や、施設の整備などを図る必要があります。

令和3年度(2021)の聖徳太子没後1400年関連事業を踏まえ、さらにそれ以降も交流機能の維持・向上を図ります。

<方針>

まちの資源を見直し、新たな魅力の創造やイベントの開催など、住民との協働による観光・レクリエーションの振興を図ります。

特に、本町固有の資源でもある聖徳太子御廟をはじめとする古墳群や竹内街道などの歴史的遺産、二上山などの自然環境を活用し、その魅力発信に努めます。また、観光や町おこしに寄与する各種民間施設と連携し、にぎわいを感じることでできるまちづくりに努めます。

<「政策」に対する評価指標と目標>

評価指標	令和2年度(2020) 実績値	令和7年度(2025) 目標値
観光振興の現状に対する満足度 (アンケート調査結果)	2.7	↑
太子町のよさのPRなど外部への 情報発信の現状 (アンケート調査結果)	2.9	↑

① 観光・レクリエーションの振興を図ります

<施策（行政が行うこと）>

住民主体で実施されている「太子聖燈会」、「竹内街道灯路祭り」、「たいし聖徳市」や、住民協働による観光ボランティアガイドの育成や活動への支援、加えて太子町観光・まちづくり協会との連携を通して、地域が一体となった観光・レクリエーションの活性化を進めます。また、町の情報発信の拠点となる道の駅において、特産品のPR、販売力強化を図ります。

さらに、より広域的な観光交流を図るため周辺市町村と連携し、南河内全体の観光ネットワークの充実にも引き続き取り組みます。

また歴史・文化的資源の活用として、日本遺産に認定された竹内街道沿線での交流機能の向上、国指定史跡二子塚古墳の整備方法について検討を行います。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	平成31年度（2019） 実績値	令和7年度（2025） 目標値
イベント（聖燈会・灯路祭り）による集客者数 （町内外を含む）	人	11,500	14,000
聖徳市出店数	店	40	50
観光ボランティアガイド利用者数	人	636	700
ふるさと太子応援基金寄附 （ふるさと納税）	円	4,202,010	↑

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

住民	○様々なイベント活動への参加や特産品の開発への協力を通して、町の魅力を広くPRします。
事業者・団体	○各種団体及び観光・まちづくり協会は、本町の特徴を幅広く情報発信できるように連携をより強固にして、各種事業に取り組みます。

<重点プロジェクトの施策>

- ・観光ガイド、各種イベントへの参加
- ・観光案内サイン及びパンフレットの整備
- ・道の駅における観光情報の提供、特産品の販売
- ・聖燈会、竹内街道灯路祭り

(3) 消費生活・就労の支援

<現状と課題>

本町では、これまでも住民にわかりやすい消費生活情報の広報や相談体制の充実を図ってきましたが、複雑化・多様化する相談や苦情に的確に対応することが必要となっています。

また、少子高齢化の進展により、労働人口の減少とともに、非正規雇用や短期間雇用などの不安定就労が社会的な問題となっています。地域経済の活力を維持していくためにも、若年層の町外流出を食い止め、定着を図ることが重要であり、企業の誘致に取り組むなど、雇用の拡大を図る必要があります。

<方針>

消費者相談の機能を充実させることで、住民が豊かに暮らせるまちづくりを進めます。

近隣市町村や事業者とも連携し、地域の雇用環境の整備を進めます。また、関係機関との連携により、能力開発や雇用情報及び相談体制の拡充に取り組みます。

<「政策」に対する評価指標と目標>

評価指標	令和2年度 (2020) 実績値	令和7年度 (2025) 目標値
消費者保護の取り組みに対する満足度 (アンケート調査未実施、5年後調査)	2.9	↑
就労支援の取り組みに対する満足度 (アンケート調査未実施、5年後調査)	2.8	↑

① 安心・安全な消費生活の確保を図ります

<施策（行政が行うこと）>

複雑多様化する消費者問題に対し、消費者の生命、身体、財産の安心・安全確保のためトラブルの入り口段階で早めに対応できるような相談体制の強化に努めます。

また、専門の相談員による適切な対応を図るとともに、新たな被害情報についての情報収集に努め、正しい消費生活に関する啓発を行い、その向上と安定を図ります。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	平成 31 年度 (2019) 実績値	令和 7 年度 (2025) 目標値
消費生活相談件数 (相談体制の充実を図る)	件	47	52

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

住民	<ul style="list-style-type: none"> ○トラブルが深刻化しないうちに早めに相談します。 ○不確定な情報に惑わされず、適正な消費情報にしたがって行動します。 ○地域における高齢者などの見守りネットワークの充実に努めます。
事業者・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○町と連携し、情報の共有化、啓発に取り組みます。

② 就労支援の推進を図ります

<施策（行政が行うこと）>

求職者の就労へ結びつけるために、各種講座の開催などを通じて求職者のスキルアップを図り、能力開発の支援を行います。

また、就職困難者（中途退学者や卒業後も未就職にある若年者、もしくは障がい者、ひとり親家庭の保護者又は中高齢者などの中で、働く意欲がありながら就職に結びつかない者）を対象に、町役場に設置されている「地域就労支援センター」において、就労支援コーディネーターにより、町内の就労困難者が気軽に就職や雇用に関して相談できる体制の充実を図ります。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	平成 31 年度（2019） 実績値	令和 7 年度（2025） 目標値
就労促進事業などの参加者数	人	3	13

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

住民	○就労を実現するために、資格取得などの能力向上に努めます。
事業者・団体	○誰もが働きやすい環境整備のため、ワークライフバランスへの配慮や子育て支援など多様な就労形態の実現に努めます。

<重点プロジェクトの施策>

- ・能力開発事業による求職者のスキルアップ
- ・就職面接会等の実施、求人情報の提供、就労相談

4. 豊かな自然・歴史とともに育つ、誇りあるまちづくり【人権、教育、文化】

(1) 地域とともに育む学校教育の充実

<現状と課題>

本町では、これまで、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」を育む、「生きる力」の育成を目標として学校教育に取り組んでおり、本町独自の教育制度として、幼稚園児、小中学生が実際の英語にふれるALT事業やリーダー会組織などの活動を行っています。

一方、全国・大阪府と比較して、家庭学習に取り組む子どもの割合が低いほか、予習・復習をする子どもの割合が低い傾向も示されています。

今後は家庭と学校との連携を進め、学力の向上に向けて、教員の質の向上などに取り組んでいく必要があります。また、安全で安心できる学校環境整備のため、施設の老朽化対策や施設・設備の更新も重要な課題となっています。

<方針>

子どもたちが、自己実現に向けて学びの意欲をもち、豊かな人間形成が可能となるように学校教育の充実を図るとともに、安心して学校生活を送れるように、就学への支援事業や給食の充実を図るほか、教育施設の老朽化対策と生活様式の変化に対応した設備の更新を行います。

また、安全な学校生活を送れるように、家庭や地域、学校が一体となった地域ぐるみでの見守り活動に取り組みます。

<「政策」に対する評価指標と目標>

評価指標	令和2年度(2020) 実績値	令和7年度(2025) 目標値
小中学校での教育環境についての満足度 (アンケート調査結果)	3.0	↑

① 元気な子どもを育てる学校園づくりを進めます

<施策（行政が行うこと）>

町の未来を担う子どもたちを育てるため、英語教育の充実によるコミュニケーション能力の育成や、情報活用能力を高めるためのICT活用教育の調査研究に取り組みます。

また、健全な学校生活を送れるように、総合学校支援事業を通じて、不登校やいじめ、暴力行為などの課題に対する予防や早期の解決に取り組みます。

学校給食においては、大阪府内産（特に太子町産）の果樹（ブドウ・ミカン）、野菜、加工品を食材として積極的に使用し、地産地消に努めるとともに食を通じて地域の理解を深めます。

また、安全で快適な学校づくりのために、学校施設の整備を進めていきます。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	平成31年度（2019） 実績値	令和7年度（2025） 目標値
不登校者率 （全児童・全生徒に対する割合）	%	小学校：0.76 中学校：0.74	小学校：0.6 中学校：0.7
英検合格者率	%	中学1年：5級 67.3 中学2年：4級 61.3 中学3年：3級 35.2	中学1年：5級 70.0 中学2年：4級 62.0 中学3年：3級 37.0

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

住民	○「太子町の子どもたちは太子町全体で育てる」という視点に立ち、学校園や町役場とともに、教育環境の充実に向け、理解し協力します。
事業者・団体	○教育環境の整備を進めるとともに、安全・快適な学校づくりの充実に努めます。

<重点プロジェクトの施策>

- ・校舎等の維持管理、時代のニーズに応じた施設整備
- ・総合学校支援事業によるいじめ、不登校等の問題への対応
- ・教育の情報化推進、使える英語プロジェクトの推進



② 学校と家庭、地域と一体となった教育活動を進めます

<施策（行政が行うこと）>

幼児・児童・生徒が学校内外で安心して生活できるように、学校安全ボランティア（見守り隊）と連携し安全の確保を行い、地域での見守り体制の充実を図ります。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	平成 31 年度 (2019) 実績値	令和 7 年度 (2025) 目標値
学校安全ボランティア活動 団体 (見守り隊)	団体 (人)	1 (20)	1 (22)

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

住民	○学校と連携し、家庭で学習しやすい環境づくりに取り組みます。 また地域での見守り活動に参加します。
事業者・団体	○地域での見守り体制の充実に努めます。

<重点プロジェクトの施策>

・学校防犯対策事業

(2) 生涯にわたり学べる環境づくり

<現状と課題>

今後は、「団塊世代」が総じてシニア層へと移行することとなります。日本の高度成長を支えてきた「団塊世代」は、趣味や教養の幅も広く、これからの生涯学習においても積極的な活躍が期待されています。

本町では、より豊かな自己実現のため、自ら学び、活動ができる生涯学習の場づくりに取り組んできましたが、生涯学習の拠点となっている公民館の老朽化に伴い、新たに生涯学習施設を建設し、本町における生涯学習の拠点として、生涯学習機能強化に向けての整備を行います。

また、図書室の蔵書数が他市町村に比べ非常に少なく、読書スペースも非常に狭く、読書環境を改善するため、新しい生涯学習施設には図書館機能を付帯し、蔵書数の拡大だけでなく、閲覧スペースや自習スペースの充実、さらには郷土資料のコーナーを設け、太子町独自の図書館をめざします。

今後は世代間の交流や地域を支える人材の育成など、さらに多様な事業の実施が求められます。住民が主体的に学び、交流する生涯学習やスポーツの機会を提供するために情報発信や住民との協働をさらに充実させていく必要があります。また、青少年が豊かな人間性を育み、社会で生きる力と創造力を身につけながら健やかに成長し、地域と共生しながら自立できる環境づくりも進める必要があります。

また、今後の高齢化の進展を踏まえ、「活動的な 85 歳」をめざし、高齢者の社会の中での役割づくりとして、趣味や行事への参加を促す支援を行います。

<方針>

住民が自主的に学び、活動できるような学習機会を提供するとともに、スポーツ大会の振興や社会教育団体の育成を通じて、世代や立場を超えた交流の促進を図ります。

<「政策」に対する評価指標と目標>

評価指標	令和 2 年度 (2020) 実績値	令和 7 年度 (2025) 目標値
生涯を通じて学習するための教育環境に対する満足度 (アンケート調査結果)	2. 8	↑
文化活動やスポーツ・レクリエーション活動ができる環境に対する満足度 (アンケート調査結果)	2. 8	↑



① 生涯学習の推進を図ります

<施策（行政が行うこと）>

住民が自発的に生涯学習に参加できるように、各種教室を開催し、多様な学習機会の提供を行います。また、学んだことをより多くの人と共有することを目的として、成果を発表できる機会の充実に努めます。

また学校図書室と連携し、児童生徒の読書活動を推進します。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	平成 31 年度 (2019) 実績値	令和 7 年度 (2025) 目標値
生涯学習参加者数	人	22,878	25,000
図書室年間利用者数	人	11,447	20,000

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

住民	○「太子町の子どもたちは太子町全体で育てる」という視点に立ち、学校園や町役場とともに、教育環境の充実に向け、理解し協力します。
事業者・団体	○文化団体は、団体相互の連絡・協調を図り、住民文化の向上に努めるとともに、町主催の各種教室などの講座への協力をします。

<重点プロジェクトの施策>

- ・生涯学習施設の建設
- ・文化祭等の実施



② 生涯スポーツの振興、社会教育団体の育成を図ります

<施策（行政が行うこと）>

「たいしスポーツDay」など様々なスポーツ大会の開催や総合スポーツ公園の運営を通じて、健康の増進や交流を図ります。また、PTA連絡協議会や地域婦人会、青少年指導員会などの社会教育団体の活動を通じて、青少年の健全な育成を図ります。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	平成 31 年度 (2019) 実績値	令和 7 年度 (2025) 目標値
たいしスポーツDay 参加者数	人	214	300
社会教育団体（地域婦人会、子ども会育成連絡協議会、青少年指導員会など）参加者数	人	173	現状維持

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

住民	○様々なスポーツ大会や、社会教育団体に参加し、地域の交流に努めます。
事業者・団体	○スポーツ団体は、団体相互の連携と協調を図り、正しいスポーツへの取り組みを通じて、競技力の向上と生涯スポーツの普及に努めるとともに、町のスポーツイベントなどの振興事業への各種協力をします。

<重点プロジェクトの施策>

- ・社会教育団体育成事業の実施
- ・たいしスポーツDay、ふれあいTAISHIの実施

(3) 地域への愛着心の醸成

<現状と課題>

本町には、住民同士が互いに支え合う地域コミュニティが良好に保たれており、人とのふれあいを育む地元密着型の行事も行われています。最近では住民の町会・自治会離れもみられますが、「地域のことは住民が決める」の考えを基本として、地域の課題に対して住民自らが解決するため、地域のコミュニティ活動に対する支援を図る必要があります。

また地域の文化財についての保全や活用を行うことで、住民の、地域文化に対する愛着心の醸成を図る必要があります。

<方針>

地域での互いの支え合いや地域の課題を解決する活動の拠点となる、地区集会所や町会・自治会などの活動に対する支援を図ります。

また地域に住むことの誇りにつながる、歴史・文化的資源についての保存や活用を図ります。

<「政策」に対する評価指標と目標>

評価指標	令和2年度 (2020) 実績値	令和7年度 (2025) 目標値
近所の人たちと支えあいながら暮らせる環境 (アンケート調査結果)	3.1	↑
歴史的資源や文化財の保存や活用の状況に対する満足度 (アンケート調査結果)	3.1	↑

① 個性豊かなコミュニティ活動の促進を図ります

<施策（行政が行うこと）>

コミュニティ活動に対する住民の意識啓発と理解を深めるとともに、町会・自治会への加入促進を図ります。また、活動の拠点となっている地区集会所の老朽化対策なども進めます。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	平成 31 年度 (2019) 実績値	令和 7 年度 (2025) 目標値
地区集会所改修箇所数	件	13	20
町会・自治会加入率	%	52.3	60.0

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

住民	<ul style="list-style-type: none"> ○まちづくりの主役としての自覚と町政への関心を持ち、社会参加や生きがいの場として、地域コミュニティなどの活動に積極的に参加します。 ○町政に関心を持ち、町会・自治会の取り組みに積極的に参加し、地域の様々な課題の解決に取り組みます。
事業者・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○町政に関心を持ち、地域コミュニティなどの活動に協力します。

<重点プロジェクトの施策>

・町会・自治会加入促進マニュアルの作成

② 歴史文化の保全と活用を図ります

<施策（行政が行うこと）>

本町に存在する数多くの歴史的資源の保全を図るとともに、これら資源の調査・整理・研究に取り組み、その活用方法についても検討し、歴史学習や地域振興の拠点として地理歴史学習会開催に対する支援を行うなど、地域への愛着心向上などの活用を図ります。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	平成 31 年度 (2019) 実績値	令和 7 年度 (2025) 目標値
竹内街道歴史資料館利用者数	人	4,551	6,000
大道旧山本家住宅利用者数	人	1,426	2,000

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

住民	<ul style="list-style-type: none"> ○歴史・文化施設を利用し、本町の歴史・文化を体験します。 ○歴史的資源の調査・研究を行い、その価値を高めます。 ○歴史的資源を地域の誇りとして、まちづくりに活用します。
事業者・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○資料館友の会やボランティア団体などは、歴史講座や見学会、展示会などの企画・運営に協力し、歴史的資源の理解を深める機会を創出することに努めます。 ○各種団体は、歴史資料館や町内の旧家資料など未調査・未発見の歴史的資源の調査に協力し、住民全体の文化財保全の仕組みづくりに努めます。 ○各種団体は、歴史的資源の整備・活用に向けた検討に協力し、自ら活動することに努めます。

(4) 人と人が互いに尊重し、受け入れるまちづくり

<現状と課題>

個人の尊厳は、一人ひとりが互いに相手を尊重し、受け入れることにより成立します。偏見や差別のない社会の実現へ向けて、本町では、昭和56年(1981)に「世界連邦平和都市宣言」、平成6年(1994)には「人権擁護都市宣言」を採択、平成14年(2002)には「太子町人権尊重のまちづくり条例」、平成16年(2004)には「太子町人権行政基本方針」、平成17年(2005)には「太子町人権行政推進プラン」、平成26年(2014)には「太子町男女共同参画推進条例」、令和2年(2020)には「第2次太子町男女共同参画推進計画」、令和3年(2021)には「第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン」を策定し、すべての住民が等しく人権が尊重される社会の実現に向けて取り組んでいます。

すべての人が互いにその立場を認め合い、相手を受け入れるとともに、その能力や個性を十二分に発揮できるように地域を築いていくことが重要です。

<方針>

「太子町人権尊重のまちづくり条例」及び「第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン」に基づき、性別や国籍、社会的身分などに関わらず、すべての人が個人として尊重され、その存在と自由が保障されているまち、自分の意志や希望を持ち、他者と協力して互いに尊重し合いながら自分の個性を発揮し、多様な生き方や価値観を認め合えるまち、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、一人ひとりの生が尊重され、社会との様々な関わりを基礎として自律的な生を継続していく、多様な人々が共生するまちをめざします。

また、「太子町男女共同参画推進条例」及び「第2次太子町男女共同参画推進計画」に基づき、住民の誰もが性別にかかわらず互いに尊重し合うように、性の区分にとらわれない学習や個性を尊重した教育、仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の実現に向けて取り組み、また、安心して暮らすことのできる環境の整備、あらゆる暴力・ハラスメントを根絶するまちづくりに参画するまちをめざします。

<「政策」に対する評価指標と目標>

評価指標	令和2年度 (2020) 実績値	令和7年度 (2025) 目標値
すべての人の人権が尊重される社会環境に対する満足度 (アンケート調査結果)	3.0	↑
男女共同参画社会の推進に対する満足度 (アンケート調査結果)	3.0	↑

① 人権尊重のまちづくりを進めます



<施策（行政が行うこと）>

住民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他の人の人権を十分に尊重した行動がとれるように家庭、学校、地域、職場などあらゆる場面を通して人権教育、人権啓発を推進します。

人権問題は多様化・複雑化しており、住民一人ひとりが人権について正しい認識を持ち、行動していくため、常に新しく、正しい人権情報を収集し、広く住民に提供していく機能の充実に取り組みます。

多様化・複雑化する人権課題に対応するため、相談支援体制の充実を図るとともに、人権の視点から住民の相談を受け止め、適切な相談支援が提供されるよう庁内の関係課、関係機関が連携し、横断的な相談・支援体制の整備に取り組みます。

住民が、人権の視点から地域の様々な課題について、自主的・自発的に考え取り組み、それを地域全体で支えていくことが大切です。そのためには、NPO法人やボランティア団体などが取り組む地域活動との連携を深め、人権問題と向き合う人材を発掘し、人権リーダーとして養成していくことが必要です。特に、本町における人権啓発団体として活動している太子町人権協会との連携を強化し、地域における人権リーダーの養成に取り組みます。

住民の主体的な取り組みを通じて、住民がふれあい・交流することにより相互理解を深めていくことが人権文化の創造に重要です。また、様々な課題を抱える人々を地域社会で支え、共に社会参加していくことが、住民のエンパワメントと自己実現を促進していくことに通じます。住民の交流・相互理解のための活動などを支援するとともに、NPO法人・事業者などにおいても職場などで人権教育・啓発を充実させるなど、支援・連携の強化を図ります。

町行政は、地域住民の暮らしと人権にもっとも密接につながっており、あらゆる施策に人権尊重の視点が必要です。また、人権問題の解決は、行政のみの施策によって実現されるものではなく、住民一人ひとりの課題であり、社会全体で取り組んでいくことが必要です。そのため、住民・各団体・事業所と行政が対等な立場でお互いの役割を明確にし、協働しながら取り組み、地域でのネットワークを推進します。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	平成 31 年度 (2019) 実績値	令和 7 年度 (2025) 目標値
人権啓発活動の実施回数	回	11	現状維持
人権啓発事業への参加者数	人	700	800

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

住民	○一人ひとりの違いを認め合い、互いの人権を尊重する意識を高めます。 ○自らが意欲を持ち、人権啓発活動やイベントに積極的に参加し、人権意識の確立と高揚に努めます。
事業者・団体	○人権研修などを実施します。

② 男女共同参画社会を進めます



< 施策（行政が行うこと） >

男女共同参画の実現に向けて、男女平等についての啓発活動や教育、性の多様性に対する理解の促進に取り組みます。

仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現に向けて、固定的な性別役割分担意識の解消や、育児・介護などをしながら働き続けることができる環境づくりに取り組みます。

審議会委員などへの女性の参画の促進、町における女性職員の積極的な管理職への登用などを通して、男女共同参画によるまちづくりを推進します。

人権尊重についての意識啓発や、生涯を通じた健康に対する支援、援助を必要とする人々を地域で支える支援体制の充実に取り組み、一人ひとりが自分らしく健やかに暮らすことのできるまちづくりに努めます。

あらゆる暴力・ハラスメントの根絶に向けて、意識啓発を行うとともに、被害者に対する継続的な相談体制と保護体制の整備に努めます。

< 「施策」に対する評価指標と目標 >

評価指標	単位	平成 31 年度（2019） 実績値	令和 7 年度（2025） 目標値
行政委員会などの女性委員の割合	%	24.3 (令和 2 年（2020） 4 月 1 日現在)	40.0 (令和 7 年（2025） 4 月 1 日)

< 行政とともに住民、事業者・団体が行うこと >

住民	○男女平等に対する人権意識の確立と高揚に努めます。 ○誰もが社会の対等な構成員であるという意識を持ちます。
事業者・団体	○事業者は、雇用機会の均等や男女差の是正など、女性の就労条件の向上に努めるなど、女性の自立と能力発揮の場を拡大します。 また、男性の家事・育児・介護への参加を促します。

5. みんなで歩む協働のまちづくり【協働、行政経営、情報化】

(1) 住民との協働の推進

<現状と課題>

住民や、町会・自治会またNPO法人などの様々な主体の参画による協働のまちづくりが必要とされています。今後、協働によるまちづくりを進めるには、行政情報の公開を進めるとともに、住民などからの要望や問い合わせにも迅速に対応することが重要です。さらに、住民のニーズの変化に対応し、ホームページや広報での効果的な伝え方についても充実を図る必要があります。

<方針>

行政情報をわかりやすく、住民に広報を行うとともに、住民からの問い合わせにも速やかに対応できるよう情報の公開を進めます。また、協働によるまちづくりを進めるため、町会・自治会やNPO法人、ボランティア団体など様々な団体や住民の参画による協働によるまちづくりを進めます。

<「政策」に対する評価指標と目標>

評価指標	令和2年度 (2020) 実績値	令和7年度 (2025) 目標値
広報やホームページなどによる町の行政情報の提供や公表の現状に対する満足度 (アンケート調査結果)	3.1	↑
「積極的に町政に対し提言したい」と思う住民の割合 (アンケート調査結果)	32.3%	↑

① 住民主体のまちづくりを進めます

<施策（行政が行うこと）>

外国人等を含むすべての人への行政サービスの周知や災害情報など、行政情報の公開を進めるとともに、町の広報やホームページの充実を図ります。

地域の課題に取り組むNPO法人、ボランティア団体などの活動に対する相談・支援等を行います。

また、タウンミーティングを開催するなど、住民の声を直接行政に反映させ、住民との協働によるまちづくりについての取り組みを進めます。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	平成 31 年度 (2019) 実績値	令和 7 年度 (2025) 目標値
町のホームページのアクセス数	件	129,624	200,000

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

住民	<ul style="list-style-type: none"> ○まちづくりの主役としての自覚と行政への関心を持ち、社会参加や生きがいの場として、ボランティア団体、NPO法人及び地縁団体などの活動に積極的に参加します。 ○ワークショップやアンケート回答などにより、行政運営やまちづくりに寄与する、より多くの建設的な意見や提言などを行います。
事業者・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○町会・自治会及びNPO法人などが、それぞれの役割を担いながら、理解・協力し合って地域の様々な課題の解決に取り組みます。

(2) 効率的・効果的な行政経営

<現状と課題>

本町では長年にわたり行財政改革に取り組んでおり、平成 20 年度（2008）からは「選択と集中」の考え方にに基づき、学校施設などの耐震化を実現するなど、一定の成果を得ることができました。

しかしながら、景気の低迷などにより、自主財源比率の低下や経常収支比率の高止まりなど、財政環境は楽観視できない状況にあります。今後も業務の効率化、公共施設等の計画的な維持・管理や、安定した財政基盤の確立など、健全な財政運営に向けての取り組みが必要です。

また、このような厳しい財政状況の下、多様な住民のニーズに対応するためには、広域的な連携などによる行政サービスの向上が重要な課題となるとともに、住民ニーズを的確に把握できる情報システムの構築も必要です。

<方針>

安定した財政基盤の確立と、健全な財政運営に向けて行財政改革を継続します。行財政運営の状況が理解されるように広報を行い、住民からの行政改革についての意見の反映を図ります。

また、周辺自治体と連携し、広域的な行政サービスの向上を図ります。

<「政策」に対する評価指標と目標>

評価指標	平成 31 年度 (2019) 実績値	令和 7 年度 (2025) 目標値
近隣市町村と連携した広域的な行政サービスに対する満足度 (アンケート調査結果)	2.9	↑

① 行財政改革の実行を進めます

< 施策（行政が行うこと） >

「太子町行財政運営プラン（案）」に基づく行財政改革を今後も継続し、住民サービスの維持・向上に努めながら、行政課題の解決に向け、引き続き「選択と集中」による効果的な事業投資を行うことで、健全な財政運営を図ります。

また、町有地等の利活用に取り組みます。

< 「施策」に対する評価指標と目標 >

評価指標	単位	平成 31 年度（2019） 実績値	令和 7 年度（2025） 目標値
経常収支比率	%	103.7	95.0 以下
実質公債費率	%	7.1	10.0 以下

< 行政とともに住民、事業者・団体が行うこと >

住民 事業者・団体	○町の財政状況及び行財政改革を把握し理解します。
--------------	--------------------------

② 行政サービスの向上をめざし、広域行政を進めます

<施策（行政が行うこと）>

行政区域を超えた生活活動範囲の広域化や、少子高齢化など本町を取り巻く環境の変化などにより、住民のニーズは多様化・複雑化しており、本町が単独で取り組むことが困難となることも増えています。このため、近隣市町村が広域的な視点で連携し、専門性の確保や事務の共同化による住民サービスの向上に努めます。

また、経費の削減など行政の効率化を進めるために行政手続きのデジタル化を図ります。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	平成 31 年度（2019） 実績値	令和 7 年度（2025） 目標値
共同処理を行う事務数	事務	51	↑

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

住民 事業者・団体	○広域行政サービスに対する理解を深めます。
--------------	-----------------------

(3) 人材育成の強化

<現状と課題>

地方分権の進展に伴い町の権限と責任が増大し、住民ニーズが多様化・複雑化するなか、増加する業務量に対応するとともに、より質の高い行政サービスを効率的かつ効果的に提供することが求められています。

また、限られた人材で効率的かつ効果的な行政経営を実現するには、職員一人ひとりの能力を組織的に育成することが必要です。

このような中、業務の複雑化・高度化などによるストレスの増大に伴い、職員に対するメンタルヘルス対策も必要となっています。

<方針>

多種多様な業務に適切に対応していくため、職員が自らの資質向上に取り組むよう、職場風土の改革をはじめ職員一人ひとりの意識改革を図ります。

また、社会や職場環境の急激な変化にしなやかに対応し、住民が満足できる行政サービスを提供できる職員を育成します。

<「政策」に対する評価指標と目標>

評価指標	平成 31 年度 (2019) 実績値	令和 7 年度 (2025) 目標値
住民に対する町職員の対応に対する満足度 (アンケート調査結果)	3.0	↑



① より質の高い行政サービスを提供できる職員を育成します

<施策（行政が行うこと）>

「太子町人材育成基本方針」に基づき求められる職員像を踏まえ、計画的な研修を実施し、効率的かつ効果的な行政経営に対応できる職員の能力開発を図ります。

また、適正な組織づくりと職員の適材適所の人事配置を行います。

<「施策」に対する評価指標と目標>

評価指標	単位	平成 31 年度 (2019) 実績値	令和 7 年度 (2025) 目標値
研修の実施回数	回	30	40
研修への参加者数	人	90	200

<行政とともに住民、事業者・団体が行うこと>

住民	○町役場との協働において、住民が持つ知識・経験を職員の資質・能力向上に役立てます。
事業者・団体	○町役場との協働において、事業者や団体が持つ知識・経験を職員の資質・能力向上に役立てます。



資料編

1. 第5次総合計画基本構想・基本方針	92
1-1. まちづくりの基本理念と目標	92
1-2. 基本目標	94
1-3. 将来人口の設定	96
1-4. 土地利用の方針	97
2. 第5次太子町総合計画後期基本計画の策定経過	99
3. 第5次太子町総合計画後期基本計画（案）の策定について（諮問）	100
4. 第5次太子町総合計画後期基本計画（案）について（答申）	101
5. 太子町総合計画審議会条例	102
6. 太子町総合計画審議会委員名簿	104
7. 用語解説	105

1. 第5次総合計画基本構想・基本方針

総合計画における基本構想は、太子町の目指すべき将来像を示すものであり、住民・事業者・行政が相互の信頼のもと、適正な役割分担により、責任をもってまちづくりに取り組み、これからの太子町を築いていくための指針となるものです。

基本構想を実現するため、まちづくりの基本方針を定めています。

1-1. まちづくりの基本理念と目標

これまで本町では、次のような将来像を掲げ、まちづくりを進めてきました。

第2次：豊かな緑と歴史につつまれた 万葉の里・太子
第3次：いにしへの心を未来へ“近つ飛鳥の里 太子” 豊かな緑と歴史 いきいきヒューマンタウンをめざして-
第4次：基本理念 「和」のまちづくり まちづくり協働宣言 みんなでめざします 豊かな緑と歴史を活かした元気のあるまち 太子町

これまでの町の歩み、また今後本町が対応すべき課題を踏まえ、太子町の将来の姿を次のとおり定めます。

人と自然と歴史が交流し 未来へつなぐ 和のまち “たいし”

里山の自然や暮らしとともに歴史を感じさせる御陵や社寺が身近にある、人と自然の交流により育まれてきた太子町の魅力を引き継ぎ、さらに将来にわたって磨きあげていきます。

太子町が未来に向かって伸びていくために、人と人が結び、互いに支え合う和のところで暮らしや交流を創造していきます。

協働をさらに進め、地域やNPO、大学、企業など新しい連携を進め、人や自然、まちが生き活きと輝く太子町を築くとともに、働きやすい・住みやすい環境を整備し、安心して住み続けられるまちを目指します。

また、魅力ある太子町を未来へ継承するために、しっかりした子育て支援を行うとともに、太子町に住むことに誇りを持てる人材の育成を図ります。

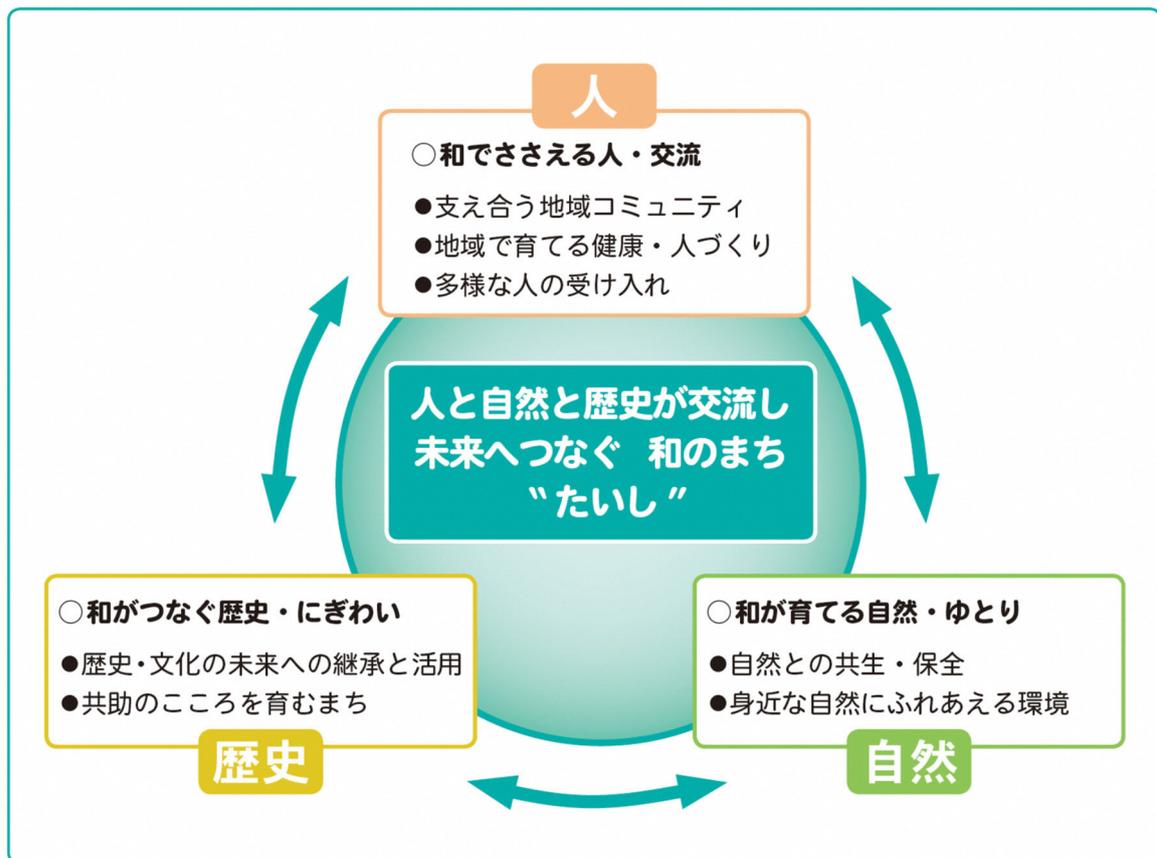
第4次総合計画で設定された「和」のまちづくりの精神を継承します。
今もいきいきと息づいている聖徳太子の精神風土をまちづくりにも受け止め、「和」をまちづくりの基本理念に活かします。

ここでいう「和」とは、お互いの違いや立場を認めつつ、支え合いながら、多様な主体が参画し共通の目的をもってまちづくりの実現を進めていく「協働」のあり方を指しています。

本町に息づく和の精神を活かしながら、多様な人を受け入れ、さらに様々な活動や行政への参画を通じて、一人ひとりがまちづくりの主体としての責任を自覚し、活動団体や事業者など多様な主体が公共サービスの役割を担う「協働のまちづくり」を進めていきます。

本町は、このような住民や活動組織等と対等な関係を持って、様々なまちづくりを行う仕組みを確立していきます。

そのために本町は、情報の公開や、住民が参加しやすい行政の実施を進めるとともに、住民が活動するための様々な支援を行っていきます。そして、まちづくりの活動を評価・見直しすることで、持続的な活動へとつなげていきます。



1-2. 基本目標

将来の基本理念を実現するために、5つのまちづくりの目標を策定し、計画的に取り組み、その実現に努めます。

(1) こころ健やかで、元気に暮らせるまちづくり【医療、福祉、健康】

- ・誰もが住み慣れた地域でいきいきと健やかに暮らせるように、医療・福祉・保健サービスが充実した体制をつくりまします。
- ・住民自らが健康づくりの重要性に気づき、健康づくりに参加する“予防のまち太子”の実現に向けて取り組みまします。
- ・太子町の自然資源を活用して、心身の健康増進に取り組みまします。
- ・広域的な医療機関と地域医療との連携を強化するとともに、かかりつけ医の定着など身近に対応できる医療情報の提供に努めます。
- ・安心して子どもを産み育てる環境の充実に図り、将来を担う子ども達が心豊かに育つ環境づくりを進めます。
- ・ノーマライゼーションの理念に基づき、誰もが安心して生活が送れるよう生活支援を行うとともに、社会参加を進めます。

(2) 支え合い、安心して暮らせるまちづくり【安心・安全、都市基盤、環境】

- ・豊かな自然の中で安心して暮らすことができるように、地域での助け合いの活動を支援するとともに、防災体制の充実に進め、安心と安全のまちづくりを進めます。
- ・身近な自然の保全に向けて自然資源の魅力をPRするとともに、住民参加による環境保全活動に取り組み、温暖化対策など環境対策についても、できることから取り組みを進めます。
- ・災害に強い基盤整備を進めるとともに、町会・自治会との協働による防犯設備の見直しを行うなど安心できる地域づくりを進めます。
- ・安全性に配慮した生活道路の整備や、特に高齢者の生活に欠かせない公共交通の充実に図り、便利で歩きやすい交通・道路の充実に進めます。
- ・公民館や水道施設等インフラ施設の適正な更新・効率的な維持管理を進めます。
- ・自然環境の保全に配慮しながら、計画的な土地利用を進めます。
- ・住民との協働により、ごみの減量化やホテルの保護など身近な環境保全活動とともに、地球環境への取り組みも進めます。
- ・周辺環境や里山景観との調和に配慮した良好な市街地の形成や、緑豊かな土地利用の継続に留意します。

（3）活力と魅力にあふれる、個性豊かなまちづくり【産業、雇用、観光】

- ・地域の資源をみつめなおし、まちの魅力を掘り起こし、太子ブランドの開発やPRを行います。太子町の魅力を多くの人に知ってもらうことで、まちへの愛着を高めるとともに、交流人口の向上を目指します。また、安心して歩ける道路づくりを進め、町内観光地を周遊する機能を高めます。
- ・農空間を守るとともに、商業施設、交通手段などの生活利便機能の向上を図るなど、まちの活力と魅力の向上に取り組みます。
- ・本町の基幹産業である農業の振興については、経営基盤の拡大に取り組むとともに地産地消の強化や、体験型農業の推進により、付加価値の向上を図ります。
- ・二上山に代表される自然や、梅鉢御陵等の歴史的資源の活用を図り、何度も訪れたいくなる観光ルートの設定や施設の整備を図ります。
- ・町内での消費活動を拡大させるために魅力的な商業施設の導入を図るとともに、企業誘致による雇用の拡大に努めます。

（4）豊かな自然・歴史とともに育つ、誇りあるまちづくり【人権、教育、文化】

- ・豊かな自然の中で、聖徳太子の精神を受け継ぎ、豊かなところ、元気な子どもを育てる、特色ある教育活動の一層の充実を図ります。
- ・自然や文化的資源を保全するとともに、新たな活用の方法を検討し、豊かな地域文化の振興を進めます。
- ・学校、家庭、地域がひとつになり、一人ひとりを大切に、次代を担う世代の教育を推進します。
- ・文化的資源や文化財の保全・活用を図り、郷土に対する理解を深めます。
- ・豊かな人間性を育む生涯学習の環境の整備・充実に取り組みます。
- ・すべての人が人として尊重され、社会参加できる社会づくりを進めます。

（5）みんなで歩む協働のまちづくり【協働、行政経営、情報化】

- ・行政と住民が互いの信頼関係に基づき役割や責任を明確にし、協力しあう協働のまちづくりを今後も進めます。住民の行政へのニーズの多様化に対応し、さらに開かれた行政の運営に取り組みます。町政への参加の機会を広げ、住民とともにまちづくりを進めます。
- ・住民が主体となって様々な活動に取り組めるようにNPOや企業など多様な組織との連携や育成に取り組みます。
- ・町政の情報公開を進め、財政の状況をわかりやすく報告するとともに、情報化の進展を踏まえ、住民のニーズが的確に把握できる情報システムの構築を進めます。
- ・厳しい財政状況の下で、自主財源の積極的な確保をめざすとともに、選択と集中による効果的な事業の実施に努めます。

1-3. 将来人口の設定

国勢調査によると本町の人口は、平成17年の14,483人をピークに、それまでの着実な人口増加傾向から、平成22年ではじめて減少傾向に転じました。

大阪府の平均と比較すると、本町の高齢化率はこれよりも低く、また年少人口率は上回っていますが、それでも少子高齢化の傾向は顕著となっており、特に少子化による若年層の減少により、人口減少傾向は将来も継続していくと考えられます。

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によれば、本町の人口は平成37年には12,919人となります。

この推計結果をもとに、人口の減少傾向を踏まえつつ、今後安心して子どもを生き育てられる環境の整備や総合計画で策定された様々な事業を実施することにより、交流人口の向上から定住人口の促進に取り組みます。誰もが住みたくなる、魅力あるまちづくりに取り組んでいくことで、平成37年における太子町の総人口を13,500人と設定することとします。



1-4. 土地利用の方針

「太子町都市計画マスタープラン（平成20年）」では、第4次総合計画を受け、平成30年を目標として都市計画の基本方針を策定しています。

この計画の中では、南阪奈道路および太子インターチェンジを交流拠点として、その形成に取り組むとともに、工場や流通、教育文化・研究機関を誘導することとしていました。

現在府内においては物流施設のニーズが高まっており、まとまった用地が不足している状況で、太子インターチェンジ周辺区域はポテンシャルを秘めた、今後も土地利用のニーズが高い区域といえます。

また町の西部では、都市的土地利用のニーズが高まっていることから、都市化の進展を踏まえた土地利用を図る必要があります。

このような状況を踏まえ、次のように土地利用方針を設定します。

① 広域交流ゾーン

太子インターチェンジ周辺地域を広域交流ゾーンとします。大阪都市圏や奈良県とを結ぶ広域的なインターチェンジを活用した広域産業拠点においては、自動車交通による本町の玄関口として、周辺の自然環境と調和した地域経済の活性化につながる産業の誘致に努めます。

また、既存市街地の隣接地においては農業的土地利用との調整を図りつつ、良好な市街地の形成に努めます。

② 中央ゾーン

本町のほぼ中央に位置し、町役場、万葉ホール、和みの広場などの行政・交流施設などが集中して立地しており、本町の行政、交流、文化の中心となる地域です。この地域を中央ゾーンとして位置づけ、地域の個性豊かなまちなみの形成を図るとともに、中心交流拠点においては、人が集まり、にぎわいが生まれるまちづくりに取り組みます。

③ 緑住ゾーン

このゾーンは本町の西側に位置し、市街化調整区域、および聖和台・磯長台が含まれます。

市街化調整区域には緑地や歴史を感じさせる古墳群や緑地がゾーンの北西部を占め、西側には本町で唯一まとまった農地が分布しています。このような田園環境を背後に、聖和台、磯長台の住宅地が計画的に配置されています。

この優れた緑地環境を今後も保全し、良好な住宅環境の維持に努めるとともに、自然環境と調和した住環境の整備を推進します。

④ 緑交流ゾーン

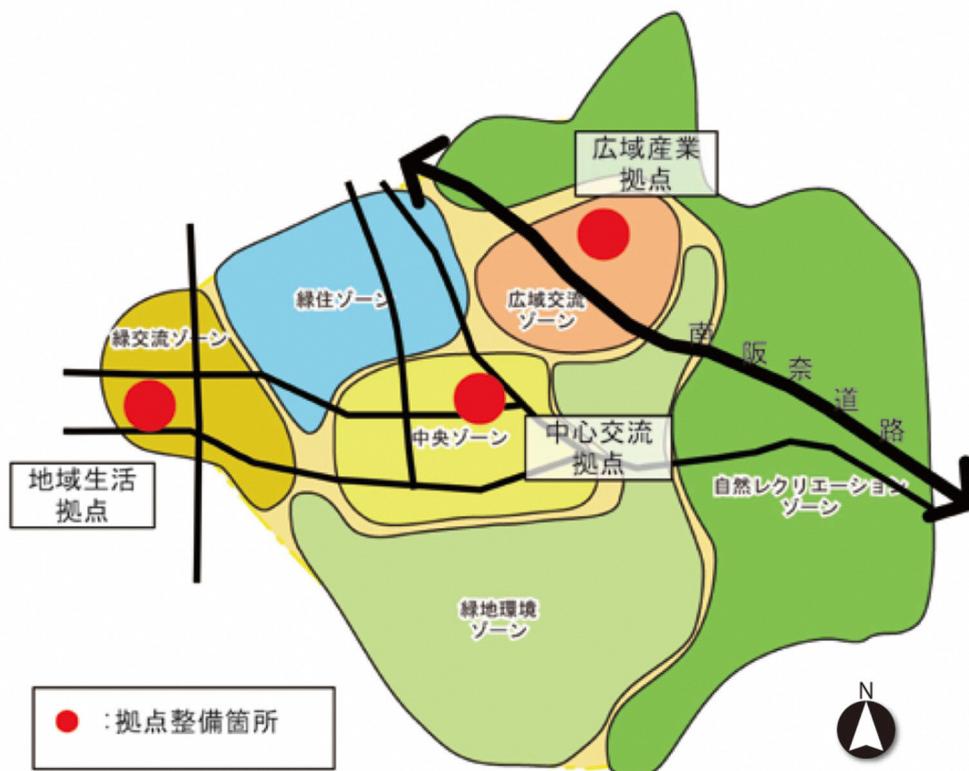
本町の西端に位置しており、主に農地として土地利用されています。府道（旧）美原太子線、府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線、府道（新）美原太子線周辺の都市的土地利用に適した区域については地域生活拠点と位置付け、農地との調和を図りながら生活の利便性につながる商業施設などの誘致に努めます。

⑤ 緑地環境ゾーン

本町の南部に位置し、府道（新）美原太子線より南側から、竹内街道歴史資料館、総合スポーツ公園が立地するまでのゾーンで、谷間部には古墳群や天皇陵が数多くみられます。このような自然・歴史を強く感じさせる緑地環境を保全するとともに、古墳や竹内街道等の歴史的資源を活用し、竹内街道歴史資料館など周辺施設による観光やレクリエーションの利用向上に向けた土地利用を図ります。

⑥ 自然レクリエーションゾーン

本町の東側、金剛生駒紀泉国定公園を含むゾーンです。大阪府内においても貴重な緑が残っており、動植物の生息に配慮した自然環境の保全を行うとともに、本町を緑の帯で取り囲む重要な景観要素として位置づけ、森林の保全を推進します。二上山やダイヤモンドトレイルなど魅力ある資源を活用しながら、レクリエーションや散策など多様な機能の向上を図ります。



2. 第5次総合計画後期基本計画の策定経過

年月日	内 容
令和2年7月7日	第1回総合計画策定委員会 ・後期基本計画策定方針、住民アンケート調査等
令和2年7月28日	第1回総合計画審議会 ・委員委嘱、役員選出、諮問、後期基本計画策定方針、住民アンケート調査等
令和2年8月11日 ～8月30日	住民アンケート調査
令和2年10月16日	第1回総合計画策定部会 ・役員選出、前期基本計施策評価調査、後期基本計画評価指標設定
令和2年11月12日	第2回総合計画策定委員会 ・住民アンケート調査結果、前期基本計施策評価、後期基本計画（素案）等
令和2年11月17日	第2回総合計画審議会 ・住民アンケート調査結果、前期基本計施策評価、後期基本計画（素案）等
令和2年12月2日	第2回総合計画策定部会 ・後期基本計画（案）
令和2年12月17日	第3回総合計画策定委員会 ・後期基本計画（案）
令和2年12月22日	第3回総合計画審議会 ・後期基本計画（案）
令和3年1月4日 ～2月3日	パブリックコメント（意見募集）の実施 ・後期基本計画（案）
令和3年1月28日	第3回総合計画策定部会 ・後期基本計画（案）
令和3年2月10日	第4回総合計画策定委員会 ・後期基本計画（案）
令和3年2月22日	第4回総合計画審議会 ・後期基本計画（案）、答申

3. 第5次総合計画後期基本計画（案）の策定について（諮問）

太 総 第 129 号
令和2年7月28日

太子町総合計画審議会
会長 吉川 寿一 様

太子町長 田中 祐二

第5次太子町総合計画後期基本計画（案）の策定について（諮問）

第5次太子町総合計画の前期基本計画が令和2年度をもって終了するとともに、本町を取り巻く社会環境の変化に的確に対応するため、新たな後期基本計画の策定について太子町総合計画審議会条例第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

4. 第5次総合計画後期基本計画（案）について（答申）

令和3年2月22日

太子町長 田中 祐二 様

太子町総合計画審議会
会長 吉川 寿一

第5次太子町総合計画後期基本計画（案）について（答申）

令和2年7月28日付け、太総第129号をもって諮問のありました第5次太子町総合計画後期基本計画（案）について、太子町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき慎重に審議を重ね、別添のとおり計画最終（案）を取りまとめましたので答申します。

なお、計画を推進するうえで、下記の点に十分配慮されることを要望します。

記

- 1 後期基本計画の基本目標並びに総合戦略として位置付けした4つの重点プロジェクトを住民・地域・行政が一体となって取り組むこと。
- 2 本計画の推進にあたり、PDCAサイクルによる適切な進行管理と評価により計画の実効性を高めるとともに、SDGsへの対応も含め、成果を重視した施策推進に努めること。

5. 太子町総合計画審議会条例

昭和43年12月18日条例第12号

太子町総合計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき太子町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ太子町総合計画に関する事項について調査および審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 町議会議員
- (2) 住民
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 町及び関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員は当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長および副会長)

第5条 審議会に、会長および副会長1人を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和44年1月31日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年1月1日から適用する。

附 則 (昭和58年10月11日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年3月30日条例第9号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年9月30日条例第17号)

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

6. 太子町総合計画審議会委員名簿

(敬称略・順不同)

条例第3条第2項第1号（町議会議員）	
森田 忠彦	太子町議会議員
中村 直幸	太子町議会議員
斧田 秀明	太子町議会議員
西田 いく子	太子町議会議員
条例第3条第2項第2号（住民）	
田中 一勲	太子町社会福祉協議会
角田 誠一	太子町観光・まちづくり協会
金谷 和美	太子町区長会
平井 克昌	太子町PTA連絡協議会
森 義昌	やわらぎ幼稚園
松井 秀樹	松の木保育園
浅野 恭代	太子町保健事業推進協議会
小路 義弘	富田林商工会太子町支部
北 和弘	大阪南農業協同組合
竹谷 和夫	公募住民
長尾 肇之	公募住民
条例第3条第2項第3号（学識経験を有する者）	
吉川 寿一 [会長]	大阪城南女子短期大学名誉教授
松端 克文	武庫川女子大学教授
条例第3条第2項第4号（町及び関係行政機関の職員）	
藤原 幹 [副会長]	太子町副町長

※任期：令和2年7月28日～令和3年2月22日

7. 用語解説

あ アウトリーチ

病院などにあまり来ることができない人に対し直接訪問し、医療支援を行うことをいいます。

空き家確知率

空き家について適切な管理を促すためには、所有者などの確認を行う必要があります。空き家のうち、所有者などが把握できた割合のことをいいます。

い 依存財源

地方交付税や国庫支出金（補助金）、地方債など国から交付される財源のことをいいます。

え エンパワメント

個人や集団が、本来持っている力を十分に発揮でき、さらに主体的に活動できるような状態になることをいいます。

か 介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターが中心となっ
て行う、高齢者が要介護状態となる
ことを防ぐ、又は悪化をできるだけ
防ぐよう支援することをいいます。

関係人口

観光だけでなく、定期的に訪問したりするなど、多様にその地域とかわりを持つ人のことをいいます。

緩和医療

生命をおびやかす病気に直面している患者の痛みや、家族も含めた不安、生活のつらさなどを和らげるために支援を行うことをいいます。

き 基幹財源

財源の項目のうち、歳入の占める割合が多く主要な財源となっているものであり、主に個人住民税や固定資産税等のことをいいます。

狭隘道路（きょうあいどうろ）

主に道路幅 4m未滿の狭い道路のことをいいます。緊急車両の通行に支障があるなどの問題があります。

行財政運営プラン

限りある財源を活用し、住民により良い行政サービスを行う改善策を行う計画のことをいいます。

虚血性心疾患

心筋梗塞や安定狭心症など心臓の障害によって起きる疾患のことをいいます。

く グローバルパートナーシップ

平和や環境問題など世界的な課題に対して、協力して対応することをいいます。

け 景観計画

良好な景観の保全や形成を図るために定めた計画のことをいいます。

健康マイレージ

健康に関する自分だけの目標を設定し、達成した場合にポイントを付与するなど健康づくりを支援する制度のことをいいます。

経常収支比率

人件費や公債費など、経常的な支出に対して市税などの経常的収入がどの程度充当されているかを示すものです。

こ 交際費

国や銀行などから借り入れたお金の返済に使われる費用のことをいいます。

合計特殊出生率

一人の女性が、出産可能とされる15歳から49歳までに産む子どもの数の平均のことをいいます。

高付加価値化

素材の価値に別の価値を付加してより高い価値を生み出すことをいいます。例えばブランドを高めることでさらに高い価値が生まれることが期待できます。

交流人口

観光や商用などの目的でその地域を訪れた人口のことをいいます。

高齢者フレイル対策

高齢者の心身の活力が低下しないように、運動や健全な食生活、社会活動への参加を促すよう取り組むことをいいます。

固定資産税

土地や家屋などの不動産や、事業で使用する設備や機械などの資産に対して課せられる税金のことをいいます。

こ コミュニティソーシャルワーカー

福祉サービスだけでなく、他の分野の制度や地域の人材などを組み合わせて生活の支援を行う専門家のことをいいます。

さ 在宅医療

病院に入院することなく自宅にいなが行う医療のことをいいます。

し ジェンダー

例えば女性は育児、男性は仕事といった性別の違いに基づき形成された社会的・文化的な役割のことをいいます。

脂質異常症

コレステロールや中性脂肪など血液中の脂質が基準値から外れた状態のことをいいます。動脈硬化が進行し、さまざまな疾患を引き起こす恐れがあります。

自主財源

地方税、使用料など、自治体が自主的に徴収できる財源のことをいいます。

自助・共助・公助

自助とは家庭単位で自らを守ること、共助とは地域単位でお互いを守ること、公助とは町や府など公的な支援のことをいいます。災害時などではこれらが互いに連携して一体となって活動することが重要です。

し	<p>自然増減 出生や死亡により町の人口が増減することを自然増減といいます。</p> <p>実質公債費率 借入金(地方債)の返済額を財政規模の割合で表したもので、財政の不健全度を示す指標となります。</p> <p>社会増減 他の地域からの転入や転出によって町の人口が増減することを社会増減といいます。</p> <p>循環型社会 有限な資源を持続可能な形で再利用を行い、環境への負担を減らす社会のことをいいます。</p>	そ	<p>ソーシャルワーカー 生活に困っている人とともに、課題を共有し、支援を行う専門家のことをいいます。</p>
す	<p>スキルアップ 技術や能力を向上することをいいます。</p> <p>スクールカウンセラー 学校など教育に関わる人の精神的な負担を軽減するために支援する専門家のことをいいます。</p>	た	<p>第1次産業 農業、林業、漁業など自然から直接価値のある資源を得る産業のことをいいます。</p> <p>第2次産業 製造業、建設業など第1次産業から得られた材料を加工する産業のことをいいます。</p> <p>第3次産業 小売業などのサービス業など、第1次、第2次産業に該当しない産業のことをいいます。</p> <p>体験型農業 農地所有者などが自ら行う農業経営の中に住民が参加し、農作業が体験できることをいいます。</p> <p>団塊世代 昭和22年(1947)から25年(1950)に生まれた第一次ベビーブーム世代のことをいいます。</p> <p>タウンミーティング 行政の責任者と住民が対話集会などにより直接話し合い、課題や解決方法を話し合うことをいいます。</p>
せ	<p>生活習慣病 運動不足や喫煙、ストレスなど、普段の生活習慣によって引き起こされる病気のことをいいます。</p>		

ち

地域コミュニティ

地域の住民が生活の中でさまざまにかかわりながら交流が行われていることをいいます。

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、介護・医療・保健・福祉など総合的な支援を行う組織のことをいいます。

地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の5つのサービスを一体的に受けられるサービスのことをいいます。

地区計画

都市計画法で定められたまちづくりの手法のひとつで、地区の実情に合ったきめの細かい規制を行う制度のことをいいます。

地産地消

地域で生産された農作物などをその地域内で消費することをいいます。地域の食文化への関心が高まったり、流通経費が削減できるといった効果が期待できます。

地方債

道路や公共施設の整備等、多額の財源を必要とするときに、国や銀行から借り入れる資金のことをいいます。

て

データヘルス計画

医療費や健康診断など医療に関するデータに基づき効率的な保健事業を実施するための計画のことをいいます。

と

都市計画マスタープラン

都市計画法に基づき、めざすまちの将来像やその実現に向けての施策を体系的にまとめた計画のことをいいます。

に

日本遺産

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として文化庁が認定する制度のことをいいます。

の

脳血管疾患

脳梗塞や脳卒中など脳動脈の障害によって起きる疾患のことをいいます。

農地中間管理機構

農用地利用の効率化などを図るため、農用地等を貸したい農家から農用地を預かり、集積・集約化し、担い手農家へ農用地の貸し付けを進めるための組織のことをいいます。

ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など、社会的に不利を受けやすい人々が社会の中で他の人と同じように生活し、社会参加できるような整備を行うことをいいます。

は	<p>バリアフリー</p> <p>障がい者や高齢者など、社会生活に参加する上で支障となる障害(バリア)をとり除くことをいいます。物理的、社会的、制度的、心理的な障害(バリア)があります。</p> <p>ハラスメント</p> <p>弱い立場の人に対し、不快に感じさせたり、不利益を被らせるような言動を行うことをいいます。</p>	ゆ	<p>ユニバーサルデザイン</p> <p>すべての人が使いやすい施設やデザインのことをいいます。</p>
ひ	<p>避難行動要支援者支援プラン</p> <p>災害時に自らの力で避難することが困難な高齢者や障がい者など、避難時に支援を要する方への支援のあり方について定めたもののことをいいます。</p>	れ	<p>レセプト</p> <p>病院が保険者に請求するための資料(診療報酬明細書)のことをいいます。</p>
ふ	<p>扶助費</p> <p>社会保障として、児童・高齢者・障がい者・生活困窮者などに対する支援に要する経費のことをいいます。</p> <p>フレイル予防</p> <p>年齢を重ねると次第に心と体の働きが弱くなります。このような状態をフレイル(虚弱)といい、その予防のことをいいます。</p>	わ	<p>ワークショップ</p> <p>様々な立場の人が集まり自由に意見を言い合いながら提案をまとめていく手法のことをいいます。</p> <p>ワークライフバランス</p> <p>やりがいや充実感を感じて働きながら、家庭や地域生活においても豊かな生活ができるよう仕事と生活の双方の調和を図ることをいいます。</p> <p>ワンストップ</p> <p>異なったサービスを1か所で受けられることをいいます。</p>
め	<p>メンタルヘルス</p> <p>精神面における健康のことをいいます。</p>	A	<p>ALT事業</p> <p>小中高校の英語の授業において日本人教師を補助し、英語を母語とする外国人による授業を行う事業のことをいいます。</p>
		I	<p>ICT活用事業</p> <p>情報通信技術(ICT)の活用を教育の一環として取り入れた教育のことをいいます。</p>

N | **NPO**

「非営利組織」のことで、営利を目的とせず、一定の目的を達成するために寄付やボランティアの協力により活動を行う民間組織のことをいいます。

P | **PDCAサイクル**

業務を進めるための管理手法の一つで、計画、実行、評価、改善の4段階の活動を繰り返し行うことで業務の改善を図る手法のことをいいます。

S | **SNS**

ソーシャルネットワーキングサービスのことで、インターネットを通じて社会的なネットワークを構築することをいいます。

町の木：クスノキ



町の花：サツキ



「太子町マスコットキャラクター たいしくん」

第5次 太子町総合計画後期基本計画

令和3年3月発行

太子町総務部総務政策課

〒583-8580

大阪府南河内郡太子町大字山田 88 番地

TEL 0721-98-0300

FAX 0721-98-4514

e-mail soumu@town.taishi.osaka.jp